令和５年第２回安平町議会定例会会議録（第２号）

令和５年３月10日（金曜日）午前10時00分開会

１　招集年月日　　令和５年３月10日（金曜日）

２　招集の場所　　安平町議会議場

３　出席議員（11名）

議席番号

１番　工　藤　秀　一	２番　米　川　恵美子	３番　小笠原　直　治
４番　鳥　越　真由美	６番　工　藤　隆　男	７番　三　浦　恵美子
８番　箱　崎　英　輔	９番　内　藤　圭　子	10番　高　山　正　人
11番　梅　森　敬　仁	12番　多　田　政　拓	

４　欠席議員　　５番　田　村　興　文

５　地方自治法第121条第１項の規定により、説明のため会議に出席した者

町　　長　及　川　秀一郎　　教育委員会教育長　種　田　直　章

６　町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副　町　長	田　中　一　省	理事・総務課長	木　林　直　樹
総務課参事	小板橋　憲　仁	政策推進課長	渡　邊　匡　人
政策推進課参事	山　口　　崇	税務住民課長	下　出　佳　史
税務住民課参事	熊　谷　泰　裕	産業振興課長	森　池　和　哉
建設課長	塩　谷　慎　嗣	建設課参事	伊　藤　富美雄
健康福祉課長	阿　部　充　幸	健康福祉課参事	池　田　恵　司
水道課長	蟹　谷　光　宏	水道課参事	谷　村　英　俊
総合支所長	大　窪　好　己	商工観光課長	村　上　純　一

７　教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長　永　桶　憲　義　　教育委員会参事　佐々木　英　生

８　職務のため出席した議会事務局職員

事務局長　木　林　一　雄　　課長補佐　石　塚　一　哉

○　議 事 日 程　（第２号）

日程番号	議案番号	付　　議　　案　　件
日程第１		一般質問
日程第２	議 案 第 ８ 号	第２次安平町総合計画後期基本計画の策定について
日程第３	議 案 第 ９ 号	安平町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第４	議案第 10 号	安平町情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定について
日程第５	議案第 11 号	安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第６	議案第 12 号	安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第７	議案第 13 号	安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第８	議案第 14 号	安平町職員等の旅費に関する条例及び安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９	議案第 15 号	安平町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第 16 号	安平町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第 25 号	安平町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第 17 号	安平町情報通信サービス使用料及び手数料条例を廃止する条例の制定について
日程第13	議案第 18 号	安平町認知症高齢者グループホームの指定管理者の指定について
日程第14	議案第 19 号	令和５年度安平町一般会計予算について
日程第15	議案第 20 号	令和５年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第16	議案第 21 号	令和５年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第17	議案第 22 号	令和５年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第18	議案第 23 号	令和５年度安平町公共下水道事業特別会計予算について
日程第19	議案第 24 号	令和５年度安平町水道事業会計予算について

日程第20	意見案第１号	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「５類」に移行しても、医療機関や感染者への公的支援が後退しないことを求める意見書（案）について
日程第21	意見案第２号	現政権が進める「大軍拡大増税」に反対する意見書（案）について
日程第22		議員派遣の件について
日程第23		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第24		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第25		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○　本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問　～　日程第１３　議案第１８号

○　会議録署名議員
議長は、本定例会の会議録署名議員に次の２人を指名した。

３　番	小笠原　直　治
７　番	三　浦　恵美子

会　議　の　顛　末

◎　再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君）　おはようございます。昨日に引き続き議会を再開します。審議の前に報告します。本日代表監査委員は所用により欠席する旨連絡がありましたので報告します。

只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎　日程第１　一般質問

○議長（多田政拓君）　日程第１、一般質問を行います。初めに７番三浦恵美子議員の一般質問を許します。

【通告№.２　７番　三浦　恵美子】

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　三浦です、よろしくお願いします。まず初めに第８期介護保険事業について。１つ目、若年層への介護保険事業関係のポイント付与について行政側の考え方を伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　若年層の方へのポイント付与の考え方ということですが、地域包括ケアシステムの推進において団塊世代が75歳以上となる2025年や団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年も見据えつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう市町村の責任において地域包括支援センターを中心に地域支援事業の充実を図っています。その取り組みにかかる認知症総合支援事業において認知症サポーター養成講座や認知症サポーターの会の設立など認知症にやさしいまちづくりを推進するため、ボランティア活動ポイントを活用

しています。本年度も各小学校において認知症キッズサポーター養成講座を実施しており、サポーターの会の会員と生徒がふれあう機会を設けました。

また、教育学舎融合推進事業において追分高校３年生家庭科授業に認知症地域支援推進員等を派遣しサポーター養成講座を開催していますが、このような活動を通して地元での人材発掘、高校卒業後の進学、Ｕターン就職こういった一連の流れを確立し介護人材の安定的な確保につなげていきたいと考えています。

最後にポイント付与事業にも関連するインセンティブ交付金である保険者機能強化支援交付金において安平町の取り組みが特に高評価となったため、北海道厚生局が来庁しヒアリングを受けていますことも合わせてご報告します。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　財源の使い方についてですが、こちら決算委員会で触れた時に一般財源と、一般財源12.5％を入れてあとは介護保険から使っていると言っていたのですが、そちらの考え方はどうでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　ポイント事業については地域支援事業からの支出をしているところですが、地域支援事業からの支出については先ほどの北海道厚生局の地域包括ケア推進課長に先ほど答弁した内容について確認したところ特段問題ないとの回答を受けています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　厚生局の確認はいつ取られましたか。それで通知文などはありますか。もしあるようなら後で見せていただきたいのですが、いかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　このインセンティブ交付金の関係でヒアリングを受けた時に、日にちを忘れてしまいましたが今月、２月だったかな、この

ヒアリングの時にこのような質問をしまして、特段問題ないと回答を受けています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　厚生局長は私の方にも訪問されて今答弁したとおり高く評価していただいたところでして、日にちについては２月15日水曜日ということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　厚生局のその判断が問題ないということであればいいのですが。まず行う前に説明が必要だったのではないかということと、こちらは私の私見と調べた内容での話なのですが、他の自治体も若年層への担い手を拡げるためにポイント付与ということを行っているのですが、財源を調べたところ、例えば群馬県の吉岡町もそのような取り組みをしているのですが、財源は65歳以上の方には介護支援のサポートについては国の地域支援事業の交付金を活用しています。そして若年層へは独自財源として充てていて明確に財源を行っているということで、ウチのように介護保険の方から充てるのは珍しい事例だということも確認が一応取れています。

これから行政側の皆さんもわかっていらっしゃると思うのですけど、介護保険事業は国の締め付けが厳しくなってポイントを介護保険事業から繰り入れていくと、塵も積もれば山となるではないですが保険料の負担が被保険者にかかってくるのではないかとの心配もあるものですから、そちらの考え方を伺っているのですが、いかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　まず初めに令和３年度の実績ですが、認知症サポーターのポイントについては127件で6350円、オレンジカフェについては354件で１万7700円というふうになっています。これは65歳、65歳以下合わせての数となっています。ですので２万3000円、4000円ぐらいの支出となっています。

考え方については地域支援事業からの支出はしているのですが先ほど答弁した内容について、これらの事業については介護人材確保という面からも高齢者の今後の住み慣れた地域で安心して暮らすということにはつながる人材

確保となっていますので、今のところ２万4000円というところの実績も鑑みましてこのままの状況で進めて参りたいと考えているところです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　では財源が厳しくなるとか、そのようなことがもしあるようであれば見直しをかけていただけるということはよろしいでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　はい。今のところはこのまま進めさせていただきたいと考えていますが、他に何か財源等もしあれば北海道の方でも色んな事業をやっていますので、そこからの財源を持ってきてこれに充てるということもできるのではないかと考えていますので、そのように進めさせていただきたいと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　ではそちら見直しも含めよろしくお願いします。

次ですが、外国人技能実習生の雇用についてですが。まず初めに１人、事業者さんが導入するにあたってどれぐらいの経費がかかるか行政側で押さえてらっしゃるか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　支援についての具体的な内容ということで、まず費用の具体的なものですが安平の郷と追分陽光苑でちょっと形態が違いまして、安平の郷は外国人技能実習生ということで全て合わせて243万1000円かかると聞いています。追分陽光苑の方については特定技能１号ということで仲介手数料として120万円かかると聞いています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　紹介された時だけではなく支援費としてランニングコストもかかるというふうに伺っています。これを踏まえて具体的な助成内容をどのように考えていらっしゃるかというのと、あと令和４年以前に採用した分も遡及で申請とか助成をする考えはないか、この２点を合わせて伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　外国人技能実習生及び特定技能１号の雇用受け入れに対する支援については、この後予算審議していただく令和５年度予算において説明することとなりますが、技能実習生１人あたりの受け入れ費用は２分の１を上限120万円として補助する予定です。

　遡及してというのは令和５年度の予算で実施する予定となっていますので令和４年度分の遡及については考えていません。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　ランニングコストについても含んだ上での上限120万、２分の１ということでよろしいでしょうか。だいぶ導入するにあたって使ってしまったので少しでも助成してもらえれば計画が立つなというふうに事業者の方々が言っていたのですが、今のところそういう考えがないということでよろしいのでしょうかね。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　こちらは８期計画の方では予定していなく、急遽コロナの影響もあったのですがこの事業を導入したことでしたから、とりあえず今回の受け入れ費用の２分の１を上限120万円として補助させていただいて実施したいと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　では今後善処していただいていけるようにということ、これは要望ですが。かなり人材が足りなくて外国人技能実習生を導入しなければやっていけないと、それでギリギリだというお話を聞いていますのでぜ

ひよろしくお願いします。

次に行きたいのですが。人材の確保という話も出ましたが介護人材確保事業について令和４年度の実績はどうだったか、まず伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　まず初めに介護の仕事応援事業の普及啓発についてですが、現在の人材確保対策として介護職員就学支援事業や介護人材バンク登録事業、介護の仕事魅力アップ推進事業の普及啓発事業を行っていまして、ホームページや広報等にて各事業を掲載し町内小学校の認知症サポーター養成講座に関連した介護福祉の講演や追分高校３年生の家庭科授業に職員を講師派遣する事業についても実施しています。また、栗山町との自治体包括連携協定において介護人材の確保に関する自治体オンラインミーティングを共同開催し安平町を含む８自治体と情報交換しています。

次に介護職員就学支援事業の令和４年度の実績についてですが、対象者はおりませんでしたが令和５年度においては２名の方が申請予定です。介護人材バンク登録事業については登録者が４名いまして１名の方が採用になっています。また、社会福祉協議会主催の介護職員初任者研修については11名の方が受講しています。今後は栗山町との自治体包括連携協定において安平町の小中学校や追分高校で栗山町の介護学校講師による出前講座などを開催し介護のやりがいなどの魅力を伝え将来の職業選択肢として介護福祉分野を考えていただけるよう地元での人材発掘に努めたいと考えているところです。先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、このような活動を通して地元での人材発掘、高校卒業後の進学、Ｕターン就職こういった一連の流れを確立したいと考えています。

また、安定的な人材確保のためには、新規採用者を獲得するとともに既存の従業員が退職しないような取り組みを車の両輪として行わなければなりません。各事業所において質の高い介護サービスを提供できるようＩＣＴ化やキャリアパスの導入など人材育成の仕組みづくりを行い、同時に介護職員が安心して働き続けられるような職場環境づくりのセミナーを実施するなどして職員の意識を啓発し定着を図ることも現在検討中です。

最後に令和５年度の事業となりますので、この後の予算委員会において審議していただくこととなりますが、地域おこし協力隊の導入についても実施する予定でおりますことを報告させていただきます。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　こちらも事業所の方々からの声ですが、今まで行っていただいたこの事業では採用に至らなかったというお話がありました。あと第９期介護保険に入ったら資格がないと働けなくなるかもしれないと心配している方もいました。それで初任者研修を行ったというふうにおっしゃっていただいたのですが、多分隔年でやっていると思うのですがこちら毎年やっていただけないかとか、あと実務者研修についても検討していただけないかという声もありました。あとそういう人材バンクとかに何人登録されているかをメールでいいので事業所に教えてほしいという声もありました。

今触れていただきました５年度の事業について地域おこし協力隊の活用についてですが、こちらも事業者さんも話を貰っていますということで地域おこし協力隊を働き手として紹介する事業があると聞きましたが手続きが煩雑で難しいとか、試算表を出すようにと言われたと思うのですが、これはなぜかということで理由がわからないというふうに聞いていて、ちょっと使いづらい事業ではないかという事業者さんの話だったのですが、こちらはどのような感じで、まぁ５年度のことなのであれなのですが伺いたいと思いますがいかがでしょうか。。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　人材バンクの関係ですが、これは登録があった際には必ず事業所の方にメール等で紹介をして申請を受け付けているところです。

初任者研修ですね、これは本当は毎年やっていたものだったのですがコロナの関係で何年か実施できない期間がありました。今後についても毎年のように実施していきたい考えではいるのですが令和４年度についてはなかなか受講者が集まらなくて今後どうしていくか課題が出てきました。

実務者研修についてはなかなかそこは難しいとは思っていますが、事業者の方からそういう声があれば検討していきたいと考えています。

地域おこし協力隊の方の試算表ですとか手続きがなかなか難しいということについては今後検討できる余地があれば、

あ、ちょっと一旦これで終了します。以上です。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君）　地域おこし協力隊制度の部分についてご説明します。来年度実施予定している介護人材の導入については安平町の方で要綱、地域おこし協力隊を作成しまして３分類の形を作っています。１つは指定突

破型、もう１つは創業者誘致型、今起業家カレッジ等でやっている内容です。今回介護人材の部分で活用していただけるのは企業経営強化型という形の３つ目の柱になっています。こちらは企業の方で新しい分野とか経営を強化したい、そこに必要な人材を確保したいというケースにおいて募集をしていこうという形を想定していまして、今回それにあたるということで募集を開始しているところです。

そのどうして経営の内容の資料が必要なのですかというご質問ですが、その部分については手続きを煩雑にしようとは思っていませんで、既に事業者については青色申告等で事業の決算出ていると思います。企業のところにまた入れていくというかお渡ししていく部分がありますので、町としても責任を持ってそこの入れていく事業者がちゃんとした経営をやっているんですということを確認させていただく資料という意味合いで提供をお願いしているところです。今回手を挙げていただいている事業者についても既に作っている申告書等を添付していただくことでこちらの方が内容を見させてもらっているということなので、ちょっと意味合いの説明が不十分だった点は大変反省して次に活かしていきたいと思っていますのでご了承いただきたいと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　では今後このような新規事業がある時は丁寧に説明していただけると助かります。よろしくお願いします。

次ですが介護サービスを必要とする方への施設利用について、町としてはどのような支援を行っているか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　地域包括支援センターでは日々の総合相談業務を通してニーズの把握を行っています。また、民生委員協議会への参加や生活支援体制整備事業の地域ミーティングや地域ネットワーク会議の開催、在宅医療介護連携推進事業での追分クリニックの介護連携総合窓口設置、認知症サポーターの会における認知症カフェの開催、在宅介護者を支える会等のサポートを通して丁寧にそしてつぶさに情報収集及び連携をしているところです。

居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターのケアマネージャーは、利用者の必要としている介護保険サービスを適切に利用できるようにケアプランの作成を行っています。介護保険制度の基本理念は尊厳の保持と自立支援

であり、保険給付は要介護者、要介護状態等の軽減や悪化の防止に資するよう医療との連携に十分配慮し総合的かつ効率的に提供されるものであり、本人、家族、ケアマネージャー、関連するサービス事業の４者でサービス担当者会議を行い十分に過剰サービスとはならないような配慮に留意してケアプランを決定しています。

また、様々な理由でサービスの利用を悩んだり時には拒否される方もいらっしゃいますが、その方にとっての自立した生活に向けて介護保険サービスだけではなくご家族や地域の方のご協力をお願いしたり、地域や民間のインフォーマルサービスなども含めて検討を提案し継続した対応を居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターにおいて実施しています。

安平町のケアマネージャーについてですが、東胆振３町ケアマネ研修や安平町での単独ケアマネ研修、医療介護連携研修、ケアプラン点検の実施、地域ケア個別会議の推進、事例検討会などに取り組んでおりケアマネジメント力の高いケアマネージャーが必要なサービスを展開できる体制をとっています。

介護サービス、医療サービス、金銭管理サービスというような特定のサービスのみを利用するだけで一人の高齢者が地域で安全安心して暮らし続けられることはほとんどありません。実際に生活を続けていくために高齢者自身の努力も促し、高齢者の課題に合わせて地域における様々な社会資源の活用を行いながら適切な支援ができるようケアマネジメントを行っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　まずこの必要な方へのサービスについて今一生懸命やってらっしゃるということで、多分町から事業所さんに対してもこういう方がいるのでお願いしますっていう紹介はしているかと思うのですが、事業者さんがおっしゃるには小規模多機能だと地域に住んでいる人しか入所できないので入所者さんを取り合いになってしまう場合があると。段々入所待ちになっていたものも少なくなってきていると。今後の経営も不安だという話も聞かれていますので、もしあれだったら町からも必要な方にはどんどん紹介してさしあげてほしいなということで。以前菊池病院があった時は病院さんからも紹介が多かったので助かっていたのですが、今はなくなってしまったというそのような声が聞かれていますのでぜひお願いしたいのですが、いかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　まず地域包括支援センターもそうですが居宅介護支援事業所において相談業務というのも基本的にはありまして、そこに直接相談がいくこともあります。先ほどの答弁と繰り返しになってしまいますが、地域包括支援センターでは様々な、民生委員協議会ですとか、地域ミーティング、地域ミーティングは65歳以上の高齢者の方全員を調査するようなミーティングですので、そこで地域の方々からの情報提供を受けたりしながら本当に丁寧につぶさに情報の収集、連携は行っています。その中で介護保険の制度的なことで要支援１・２の方は地域包括支援センターでケアプランを作成してサービスを実施することになるのですが、その間病状の方が悪化していって要介護になってしまうことがあります。その要介護になってしまった時に居宅介護支援事業所の方に繋いでケアプランを作成していただくことが基本になっていますので、こういったところで連携はしています。ただ、小規模多機能の方で確かに利用者が満床になっていないということもお聞きしていますので、そこは町としても９期計画の方で色々考え得ることがありましたら考えていきたいと思っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　ではそちらの方よろしくお願いします。

　では次ですが、先ほどの答弁で少しいただいたと思うので少し軽く触れさせていただきたいのですが、認知症支援事業及び認知症サポート員についての進捗を伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　認知症支援事業については認知症施策推進大綱に基づいて認知症になっても地域で安心して暮らせる共生と認知症の発症や進行を遅らせる予防を車の両輪として位置づけ、認知症は誰もがなり得るものであり家族や身近な人が認知症になることなどを含め多くの人に身近なものとして定義し、地域包括支援センターの認知症地域支援推進を中心に進めています。

　実績については２月末現在ですが、認知症サポーターの会が主催する認知症カフェの開催回数は９回で累計169名が参加しています。認知症サポーター養成講座については一般町民向け、商工会、追分高校、各小学校で合計８回開催し新規受講者は128名で受講者総数は815名となりました。認知症サポート員については現在２名の医師に登録していただいています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　こちら認知症サポート員の関係ですが２名今後また増やしていく予定、以前の答弁で東病院とも連携をして在宅医療も進めています、サポート員も検討をお願いしますということで頼んでいるとのことですが、そちらはどうなっていますか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　認知症サポート員の関係については追分クリニックの方で１名、渡邉医院の方で１名ということですので今のところ初期集中支援チームとしての稼働について特に問題はないというところですので、基本的にはこの２名体制で引き続き実施していきたいと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　それに付随してちょっと確認をしたいことがあるのですが、医療介護連携会議についてですが現在実施状況はどのようになっていますか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　医療連携会議につきましては今年度11月に全体会議を、研修会を開催しまして参加者人数は27名の町内外の医療機関や介護事業所の方が参加しています。今回感染状況がありましたのでオンライン開催となりました。内容については嚥下の関係で会議をしています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　以前議事録をくださいということで確認させていただいたところ箇条書きの感じの内容だったので、しっかりこの議事録に起こす必要がある、どのような話がされたかわかるような形で残す必要があると思

うのですがいかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　議事録については、今回は研修会ですので研修会の内容を全部公表したいと思いますが、前回やった医療連携会議の内容については個人情報が非常に多くその議事録の中にありましたので、そこは精査させていただいて出せる情報だけを出させていただきました。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　議事録の公表については昨年の８月から町のホームページでそういった公開する場を設けて、議会の議事録含めて各種町民が関わる審議会の議事録、これはテープを録音してそれを全文上げている会議もありますが当然要約をしている会議もありますので。しかしながら様々な職員にも聞き取りまたアンケートを実施した中で、仕事の中の負担感というところで会議録の作成というところも時間を要しますし、会議をかけてそれを同じ時間もう一回聞き直しながらそれを入力するということも仕事量としては相当負担感がかかっていますので。デジタルＤＸの中で機械化、音声入力が自動化できるようなそういった取り組みも行っていきながら方向性としては先ほど阿部課長が答弁したとおり公表できない情報も確認していかなければなりませんので、そういったところもなるべく負担感も上げない中できちんと会議録だったり議事録の公表を継続していきたいと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　では今後議事録の方は確認させていただくようにさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

　次、フレイル対策についてですが、こちらどのように実績があったかというのを伺いたいのですが。こちら自己評価をもとに課題分析や対策を立てている地域住民や関係者などと認識の共有を図るため評価結果の公表が必要と第８期介護事業計画に記入されていたのですが、これをどのように誰を対象にして評価結果を公表しているかということも合わせて伺いだと思います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　フレイル対策における令和４年度の実績についてですが全て２月末現在での実績となります。足腰しゃんしゃん教室においてはコロナ禍での開催のため参加者数が感染状況により増減していますが、54回の開催で1309名の参加がありました。休止中は保健師による電話での体調確認や体操プリントの配布及び自前で作成した介護予防動画をあびらチャンネル等で配信しています。

健康教育、健康相談については老人クラブや各町内会の自治会など集会等での健康講話、健康相談のほか各種測定等を実施していますが、合計33回開催し498名の参加がありました。

地域リハビリテーション活動支援事業については地域における介護予防の取り組み強化のためリハビリテーション専門職と連携した取り組みを行っていますが、３か所開催の36名の参加がありました。

評価についてはホームページにおいて第８期介護保険事業計画の取り組み状況報告ということで上げさせていただいています。今まだ２月末現在の状況ですので、これから３月まだ事業がありますのでそちらの方を掲載して４月にはまたホームページ等で公表していきたいと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　公表されているということで良かったと思うのですが、こちらの話を踏まえまして次に移っていきたいと思うのですが第９期介護保険事業計画についてということで触れさせていただきます。こちら計画の進捗についてまず伺いたいと思ったのですが、今どこまで進んでいるのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　第９期計画の進捗状況についてですが第８期計画の２年目の振り返り作業を進めているところです。介護予防日常生活圏ニーズ調査について現在実施しているところです。

令和４年度12月20日の社会保障審議会介護保険部会において地域包括ケアシステムの進化推進ということで介護現場の生産性の向上の推進について意見が出ていますが、今後は７月ごろに基本指針案の提示があり国の方でパブリックコメント等を行いながら指針が固まるのが11月頃となります。その指針を踏まえて９期計画の素案が完成するのはこの後の介護保険部会での審議の後となりますので、令和６年２月頃に全員協議会にてお示しする予定とな

っています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　ありがとうございます。こちら計画８期の時もそうですが、計画の素案ができた時に事業者の方に例えば持参するなり何なりして説明などを行っているかどうか確認させてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　素案についてですのでこれからとなりますが、この介護予防日常生活圏域ニーズ調査を今やっているところですので、その調査結果が出たところで一度事業者の方に集まっていただいて、これについての情報共有を図りながら今後の計画に資するような会議にしたいというふうに考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　今触れていただいた調査について入りたいなと思うのですが。そのニーズ調査についてですがこちらの内容と目的を伺いたいのですが。なぜ聞くかというと町民の方から私の方に疑問が寄せられまして、なぜ追分地区と早来地区でアンケートの時期をずらしているのかと。格差が生まれないのかということと、アンケートなのに最初から個人名が入っているのはなぜかと。あとプライベートな内容がたくさん書かれており名前入りで返信するのに躊躇すると。なぜ戸別訪問を行ってやらないのかと。あと内容が難しくて答えるのが簡単ではないので代筆を頼みますというふうに頼まれた例もありました。こちらについて内容と目的を伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　まず内容と目的ですが、介護予防日常生活圏域ニーズ調査は保険者が一般高齢者、介護予防日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に日常生活圏域ごとに地域の抱える課題の特定に資することなどを目的として実施しており、体を動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、助け合い、健康などに関する項目を調査し地域の実情を円滑

かつ効果的に把握する内容となっています。

早来と追分の実施時期が違ったということについては当初の計画では1000件分の予算で調査を実施する予定でしたが、第９期計画はいよいよ団塊の世代が後期高齢者となる節目の計画となるため課内で再検討し、65歳以上の要介護認定を受けていない方及び要支援者１・２の認定を受けている方を対象として調査を行うこととしました。令和４年度予算においては追分地区が1063件、令和５年度予算においては早来地区で1000件程度実施する予定です。

アンケートの個人名が書いてあるということについては毎年高齢者実態調査として65歳を迎える方に緊急連絡先等の調査をしておりましたが、ニーズ調査を65歳以上の要介護認定を受けていない方としたため高齢者実態調査においてもこの2025年問題に備えるためにニーズ調査と同時に実施することとしました。課内で再検討した内容としては地域包括支援センターにおいて緊急時の対応をしておりますが高齢者台帳に入力されている情報が古く家族につなげられない場合や家族の情報が全くないケースの緊急時対応が多くなってきているため、今回は同時実施が必要と判断しました。また、厚生労働省からは標本名簿と照合可能な形式で調査票を配布するよう指示がありましたので、記名での調査はその内容を逸脱するものにはなっていないこと及び指定された必要標本数400件は既に確保していることを最後に付け加えさせていただきます。

それで調査については、これは記名なのですが強制ではなく答えらえるところのみに回答していただけるよう配慮しています。ただ、調査項目については非常に多くてなかなか難しいような内容となっていますが、そこは回答できるところだけでも回答していただければこの調査としては完成するものですので、ご理解いただければと思います。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　目的が別なのであれば高齢者実態調査とアンケート、ペーパーは別々にして発送するなど、あとは例えば要支援以上の方、要支援までしかアンケート取っていないと今回はってことだったのですが、その方だけでも訪問勧奨を行った方がよかったのではないかと。ご本人の状態を直接確認しないとわからないことがたくさんあると思うのですが、この２点はいかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　この調査が今回介護保険計画策定する上で今ま

では大体1000件分ですとか400件ですとか、そういった標本で計画を作っていました。ただ先ほど申しましたとおり今回は2025年問題が節目の期間の計画となるということから全件やった方がいいのではないかと、要介護認定を受けていない方全件やった方がいいのではないかという課内での検討となりましたので全件やるってことになりますと、なかなかそれに対する準備する職員の稼働ですとか、ニーズ調査を出した後帰ってきた後入力作業ですとか、そういったことの事務量がかなり多くなってきている状況もあるため、今回はこのような形でやらせていただきたいと考えています。

次回の計画については町民の方のそういった不安な気持ちにさせてしまったことは大変申し訳なく思っていますので、改善していきたいと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　ぜひそのようにお願いしたいと思います。９期計画ができた後でもいいと思うので、できれば戸別勧奨、訪問勧奨をできる限り進めていただけたらなと。状態とかもどんどん変わっていったりすると思いますので。善処していただけたらと思いますがいかがですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　要支援１・２の方は包括支援センターでケアプランを作っていまして基本的には３か月に１回モニタリングをしなければならないことが介護保険の方で決められていますので１・２の方については必ず訪問できると考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　では細かくやっていただけるということでよろしくお願いします。

次ですが、介護保険料について第９期介護保険事業計画の中での方向性を伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　第９期介護保険事業計画における保険料の設定については第８期計画のサービス料の実績見込みから介護報酬改定に伴う影響等を見込んで見える化システムにより仮算定を行い決定することとなります。第８期計画においては財源剰余金を充当し保険料を抑制して算定していた経緯もありましたので、できれば９期計画においても同様にできればと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　では抑制をして上げない方向性で考えることでよろしいですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　現在の段階では給付費が全く見えていない状況ですので保険料を据え置くのにいくらぐらい投入したらいいのかというところもなかなか見えないところですので、できれば据え置くような形はとりたいと思いますが、その据え置いたことによって給付費が３年間で足りなくなることになりますと財政の安定化基金の方の借り入れもしなければならなくなりますし、借り入れをするということになりますとかなり財政的にも介護保険の特会にも窮屈な運営を余儀なくされることになると思いますので、そこはそういったことにならないように財政の借り入れをしないような形での抑制の保険料となると考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　ではそちらぜひ善処していただきたいのですが。今国の介護保険の締め付けが厳しくなるというお話を触れさせていただいたのですが、町の方も危惧はしていると思うのですが私もとても心配していることでして、考え方最後に伺いたいなと思うのですが。

　例えばですがケアプランの有料化とか保険料の２割３割の対象拡大とか保険料の支払時期を早くして給付時期を遅くするという改悪などが見込まれていて、そちら９期計画策定して今厳しい状況であるという勘案をされていると。その中でも保険料ができればステイしたいと答弁をいただいたのですが、国のその縛りが厳しくなった時にどのように対応していきたい方向性があるかというのを伺いたかったのですが、いかがですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　様々な見直しですとか、これは介護保険制度だけに限ったことではなく国の方でも超高齢化社会に向けての様々見直しをされていくというふうに思っていますので、そういった改正内容を踏まえながら町として町民のそういった介護保険制度に対する安心安全といったところがきちっと確保できるように配慮していくのが基本的な考え方で方向性です。但し、阿部課長が答弁したとおり財源的なものも当然裏付けがなければ長期的なそういった安心も届けることができませんので、当然そういったところのバランスを図りながら対応していきたいというふうに考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　国の言うとおりに例えば進めたとしたらかなり今ちょっと触れた部分以外にも、例えば多床室の室料の有料化、こちらも貧困層の方々が入所できない事態が起こりかねないというのと、あと福祉用具の貸与の制度についてもこちら今は原則貸与ですが順次購入へというふうに、例えばベッドとか購入しなさいとかそういうことに繋がると貧困な方は難しくなるということもあります。

補足給付のあり方もそうですが、こちらは資産要件厳格化のためにマイナンバーカードも活用するというふうになっていて段々縛りが厳しくなっていて、となると医療費も増えていくと思いますので、ぜひ行政側におかれましては地域で長く自分らしく生きるために国の制度もありますが、その中でも町としてできることを模索していただいて、できる限り介護保険を利用していただけるような形で進めていただけたらと思うのですが。最後にこの考え方だけ伺って終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　多岐にわたったご提言ですので、当然先ほど申し上げたとおりのお答えになろうかと思います。

○議長（多田政拓君）　よろしいですか。

○議長（多田政拓君）　以上で７番三浦恵美子議員の一般質問を終わります。

次に10番高山正人議員の一般質問を許します。

【通告№.３　10 番　高山　正人】

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　高山議員。

○10番（高山正人君）　10番高山です。私は今回企業誘致の現状と目標ということについてお話を伺いたいと思っています。

最初に企業誘致で遠浅地区の苫東約30ヘクタール未開発の土地、苫東３期で重要な位置づけで誘致する計画の中身についてご説明をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君）　今ご質問いただきました１つ目の質問に対してご答弁します。最初に苫小牧東部開発計画の進め方第３期、今回ご質問の苫東３期計画については北海道総合開発計画において重要な施策として位置づけられ苫小牧東部開発新計画を策定、また苫東開発を効率的に推進するため平成９年３月及び平成20年12月に２度の苫小牧東部開発新計画の進め方を策定し苫東開発を推進する関係機関などがそれぞれの役割分担の中で主要政策を進めてきたところです。令和元年の行政報告でも報告をさせていただきましたが現在３期目の計画としてこのエリアがもつポテンシャルを活かしてアジア市場をはじめとするグローバル市場を取り組んでいく産業群の形成を図り更なる北海道の発展を戦略的に進めていくこととしています。

その中で安平町は遠浅地区が優先的開発推進区域として位置づけられ計画により推進するプロジェクト、今後の産業構造の変化や技術革新などに応じた誘致活動を行っていくこととしています。プロジェクトの具体的な進め方としては産業分野、推進するプロジェクトとして分けながらご説明させていただければと思っています。

まず産業分野としては１つ目として自動車関連分野、こちらは自動車部品工場の誘致、プロジェクトに繋がっていく。現状でいきますと次世代の自動車であったり、安平町でいきますと事業として進めていますモネが該当するような事業になってくるのではないかなと考えています。

流通、物流分野ということで、こちらは物流センター、物流拠点施設そういったものを想定しているものです。地元の食品関連企業様なんかの移転計画であったり、そういったものが該当してくる分野。

続きまして３つ目になりますが食品関連分野、食品加工工場ですが、この間安平町として誘致してきました野菜、特にブロッコリーになるのですが、

そういった企業様であったり現在プロジェクトとして進めていますワイン、ワイナリー事業が該当してくる分野となります。

続きまして資源エネルギー分野になりますが水素燃料電池関連産業ということで、こちらは今現在進めていこうとしています脱炭素社会を目指す分野。

リサイクル分野についてはリサイクル関係産業。こちらも同じく脱炭素社会に向けた関連分野となっています。

その他工業としては情報処理関連産業ということで我が町としてはないのですがデータセンターを目指しているような分野です。

あとは研究開発関連ということでこの寒冷地型自動走行の実証試験施設を目指していまして、まさに私ども安平町でありますモネ、こうした取り組みが地元で今合致するようなプロジェクトになっているのではないかと思っています。

以上が１つ目のご質問に対してのご回答となります。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　高山議員。

○10番（高山正人君）　とても言われた中身は近代的な発想のもとの取りまとめた発言なのかなという気がしています。要は苫東という基地の所有は苫東開発というところで、たまたま立地条件として安平町の土地の中にあるというところで地図等もいただいて確認をさせていただいたのですが。要は苫東さんが行う企業誘致がベースなのか、わが町が持っているポリシーの中で選んで色んな企業さんとの接し方の中から誘致を進めていくというお考えでいらっしゃるのか。これ土地は苫東開発ですから権利がなくて、要は誘致してくれればありがたい土地であることだけは事実ですけれども。わが町と苫東さんとの企業誘致の取り組み方についてもう少し詳しく説明をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君）　今ご質問いただきました遠浅地区の30ヘクタールの土地についてはケースバイケースになろうかなと思うのですが、やはり土地としては苫東様の土地になりますので、以前もそうですが苫東様の方から安平町の方にこういった企業が検討していただいているようなケースもいただきますし、安平町としても例えば北電様が大きな基地局がありますので、例えばデータセンターのお話をいただいた時はこちらから相談していくということで、加えてこの開発事業をやる時は北海道も関わってくるということで基本的には苫東、北海道、安平町の三者連携しながらここの誘致活動を推進していく、そういう考え方のもとで取り組みを進めて、この計画も当然あ

りますが、連携しながらこの間も取り組ませていただいたところです。以上です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　高山議員。

○10番（高山正人君）　その意味はよくわかるのです。北海道と苫東、わが町。この三者で取り組んで一生懸命頑張りますよっていう話はよくわかります。ただ、ウチの町の職員はどれほどそちらに関わって色んなことを、政策を進めているかという中身についてはなかなか公表されないのでわからないのですが。職員としてどれぐらい苫東に在住させるってことはないかもしれないですが行き来しているかっていうところ。また、北海道の窓口があるという、これも当然使っていかなければいけない誘致活動であるかと思うのですけど、こんなの正直言って全国どこでも誘致活動、どの町でも行っていることですから。非常にどこがいいかっていうのは本当に難しい、選択される方が難しいぐらい大変なことであることは重々わかっていますが。

結果的に自分の町はどういう戦略で企業を誘致していくのかっていう元々持っている何かこのチームワークというか誰かに頼んでいるから大丈夫、誰かと一緒にやっているから何とかなるだろうという気持ちで行ってはいないとは思うけど、自分たちの町は自分たちで何とかしないといけない、企業誘致しないといけないと考えますが、この苫東と北海道さんとの関わりとウチの安平町がどの程度の繋がりがあるかということはもう少しお話いただければと。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君）　先ほど苫東３期計画で重点的に進めていくプロジェクト分野というものがあったのですが、当然そういったポテンシャルがあるからこそ取り組みを進めていくそういった土地だからこそ今まで過去に誘致してきた企業様があるのかなと考えていますので、どの戦略といきますとやはりダブルポートを抱えている両市を持つ苫小牧、千歳を持つ安平町としてはそういった物流面の強さも当然あります。港、空港ということは配送、運送面においても強いポテンシャルを持ちますのでストックヤードであったり、これアイリスオーヤマさんなんかを見ていただくとわかるのかなと思っていますが、アイリスオーヤマをケースにとりますと物流センターなのですが、１日のうえに物流配送できる場所ということでこの安平町を選んでいただいた。そういった立地条件も兼ね合いとしてありますので色んな企業様のオーダーに応じて今回入口が苫東、遠浅地区ではありますが、安平町全体と

いうところを見通させていただきますと、そういったお問い合わせ企業のニーズ、リクエストに応じながら一番適した土地を追分、安平、早来、遠浅の中で探しながら進めていく、そういった企業戦略としてはボケて聞こえるのかもしれないですが、どんなニーズにも応えていけるような体制を持ちながら企業誘致活動に努めている、そういった戦略としては割とオーダーメイド型なのでリクエストをいただいたもとにお応えしていくってことになっております。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　高山議員。

○10番（高山正人君）　すみません、なんかね頭が悪くて理解しにくくて申し訳ありませんが、苫東という巨大な地域の中でわが町が持っている土地に属している土地というのは一番端っこの奥にあたる。苫東で言わせると分譲して綺麗に整地されたヤードがたくさんありますから。当然その何もしなくてもその土地を買えば平場でそのまま購入ができる立地条件というのが他にもすぐ横にあるわけですから。ウチの条件は安価だ。立地条件良いよって。恵まれた立地条件だと言っていますけれども何もしていないわけですから、現時点では。原野ですから。道路も所詮無いしオーダーだからその時に道路作って水道、下水道といったような環境整備を行っていかなければいけない。またこれも当然出てくる話ですから。これは非常に、それが見つかった時点で、企業さんが来た時点でウチの方でどうかするという方向性に向かうのかどうか。これは全部苫東さんがやってくれる話でウチは入ってくれれば後のことはそちらがすることなので関係ないですよって、町有地であっても道路はウチには関わりありませんということなのか。その辺についてちょっと伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君）　当然土地は苫東様の方の土地なので企業のそういった相談があれば当然来た段階で苫東さんの方と安平町の方で協議をしながら整備はやっていくだろうと思っています。

　実際苫東エリアとしては安平町一番沿道の場所にはなっていくのですが、その今回平成27年苫東安平ソーラーパークなんかはそういった立地条件で来られる方、選んでいただいた企業様もありますし、私どもの町っていうのはやはり社台グループ様を有している大きなポテンシャルを持つ町ですので、苫東様の方にも源武の一部地域はノーザンファーム様に使っていただいたり企業に対しては友好的にご利用いただいている土地なのかなと思っていま

す。ただ、工業地帯なのでどうしても製造業ですとか配送ストックヤード的なそういった企業体に見えるのですが、私どもの町はその工業帯から住宅を有する居住エリアも担っている土地ですので、その辺のバランス感的に考えますとやはり大きな戦略を立てるよりは来た事業に対して住民への説明もありますので、一つ一つそこは苫東様の土地に対してどういった企業がいいのか、どういったものが適しているのかというのは来た案件、来た案件で対応を協議していかなければならないのかなと思っていますので。決して苫東が主導ではなく私どもの町としてこの企業様はしっかりと誘致しながら地域に溶け込んでいただけるかを考えながら対応しているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　違う観点からご説明させていただきたいなと思います。苫東の今渡邊課長の説明の中にもありました安平ソーラーパークの一番目と、二段階目ということでメガソーラーの発電所ができ、そこには蓄電池も整備を２期目ではしていただいた。そこの苫東の安平区域内に大きな資産が、工場ができた、発電所ができた。それも恩恵も固定資産税は町にも入ってきているのが１点。また計画３期まで来ていますが、この計画の策定時、更には検討会議であったり総会であったり、そういった中で先ほど答弁の中にもありました例えば自動運転化、この技術というのは北海道は寒冷地、苫東の中でも試験をやられていますが、やはり雪、この冬をどう乗り越えていくかということでレベル４を達成した車輌でもなかなか安全性が難しいだろうと。そこで遠浅地区というのは私も数度お願い要望をしましたけれども、現在もしていますが、例えば自動運転化のそういったものを遠浅地区の市街地で試験運行をやっていただくだとか、そういったものを実証実験の中で取り入れて最終的には安平町全域のＭＯＮＥＴ（モネ）の取り組みと連動していく。そういったことによってバスの運転手の不足問題であったり、そういったことにも改善できるような長期プランに基づいた戦力的な国も北海道も当然巻き込んだ中での一翼を安平町も担っていけるのではないかと考えています。居住エリアというところでいけば遠浅地区は近いわけですね。

　あともう１点。新しい話題としては千歳の工業エリアの方にラピダスということで先端の半導体の企業が来ていただけることが決定したと報じられています。こちらの早来庁舎から行っても車で18分から20分圏内というふうに承知していますし、技術者だけでも600人、作業員を含めると1000人を超えていく。そういった産業集積がそこで始まっていくとなっていくと現在も計画がありますが千歳苫小牧地方拠点都市の整備計画、これは平成５年に作られてそこから見直しという形まで現在に至っていますが、そういった苫小牧、更には千歳、恵庭、白老、安平、厚真、そういった長期的な計画の中で動い

ているものも当然ありますので先ほど申し上げたラピダス、そういった最先端の半導体が来ることによって、その関連施設も苫東というところも最初の候補地には北海道がそちらの方も紹介したという記事は新聞でも報じられていましたとおり、そういったところも視野に入れながら今回千歳に決まりましたが５兆円規模ということで北海道の年間予算を上回るそういった規模の大プロジェクトになるということでこの３年には試験ラインを作る。また、５年のうちには操業も開始したいというようなことも報じられていますので、安平町だけがどうだっていうことではなく広域的な取り組みの中で当然苫東の中での地域的な役割ということもありますので、安平町とエネルギー関係であったり、また課題である自動車の自動運転走行であったり、そういったところにも寄与できるような取り組みとして苫東の計画、またこういったものについては積極的に関わっていきたい。

また、年１回ではありますが苫小牧と１市４町での期成会で中央要望も行ってきますけれども、その際にも苫東の方から代表者が同行して一緒にそういった要望も行っていると。その中で安平町としての発言も当然させていただいているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　高山議員。

○10番（高山正人君）　町長答弁ありがとうございます。私が言いたいところの部分を半分ぐらい先に進まれていらっしゃいまして、非常にここから先どう描こうかという部分も当然ありますので、その戦略を先に取られてしまったかなという気がします。

では続いて次の質問等に移らせていただきます。産業構造の中で工業に対する予算配分にはどうなっているのかお聞きします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君）　２つ目の質問に対してになりますが、2016年で若干古くなりますがリーサスという地域経済分析システムでまず確認しますと、安平町として全産業における売上総額規模でまず見させていただきますと安平町は農林業が172億4400万円。続いて製造業が85億400万円、従業員ベースですと製造業が一番になるのですが３番目が卸売・小売、こちらが47億6200万円。４番目にサービス業ということで15億1300万円。産業構造で見ると農林系、特に軽種馬、苫東エリアとして産業集積のポテンシャル地でもあることから製造業、当時ゴルフ銀座とも呼ばれており、ゴルフ場に代表されるサービス産業も長けているエリアです。

企業誘致担当としても、こうした分野へのアプローチや先ほどご答弁させていただきました苫東３期計画に関連する分野へのアプローチを進めているところであり､それら含めた安平町の企業誘致に関する予算配分については、令和４年度３月補正での決算に近い形で考えますと、歳出でいきますと2844万2000円。令和５年度ベースで考えますと4200万3000円がこのご質問の回答となります。以上です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　高山議員。

○10番（高山正人君）　私の町は農業生産額が非常に特殊的に高いという、これは町民の皆さんであれば大体の方がお分かり。でも次にくる製造業も決して悪い数字ではないというふうに思っています。データが古いのでこれでどうなのかっていうのがちょっと教えていただいた部分で言うとちょっと古いかなという気はしていますが。でも現実的には企業様がいられて固定資産税を支払っていただいて、また従業員を雇用していただいて、この町に定住していただく。このサイクルはどこの町も一緒で基幹的には一番重要施策の一丁目一番地でも問題はないかなというぐらい、この先財政を考えたり人口を考えたり、長く生き延びようとするウチの町が長く若い人たちに来ていただこうという政策の中では企業に何とか来ていただくいという最善なる努力をしていかないと。まして場所を提供する以上はそのポテンシャルが高いと言っているところ、他所様の町よりもはるかに強烈にアピールしていかないといけない部分だと思っています。とにかく企業誘致というのは将来を担う大事なものであるとつくづく思っていますので、産業構造というのはとにかく10年でも５年でも経済状況によっては景気変わったりすることもすぐですから。企業というのはある程度町内にいていただけるように仕向けていかなければこの町が生き残っていけないのではないかなとつくづく思っていますので。要は歳出の使い方、５年度ベースで考えて4200万というお金の使い方の基準的なもの、どういうふうに置いているのか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君）　今ご質問いただいた中でのご回答になるのですが。議員ご質問いただいたとおり現状と課題というところで今スタートを切っていただいたのですが、これは私ども今策定しています後期基本計画の現状と課題、そこをご質問していただいたのかなと思っています。財政投資の部分ですが、企業誘致については4000万ほどの予算を持ってやっているのですが、少ない予算で結果としてどう出せるかというところは主眼に置いてい

るところなのですが、この間若干情報と企業誘致でいきますと総合戦略の中でＫＰＩというものを設定していまして、平成27年から令和４年度までの実績値になりますと､合計すると約117件ほど企業様の方とコンタクトを取らせていただきながら、金額は少ないかもしれませんがそういった企業様と接点を持たせていただく機会をこの予算の中でやってきた実績値、数字がきちんと残されていますので、そういった協議もさせていただいています。特に昨年からサテライトオフィス誘致事業というものを実施しているのですが、ここの伸び率、株式会社あわえさんというところと昨年と今年度とコロナの交付金事業を活用させていただいた事業ですが、ここを通じた実績も結構伸びてきています。その中で遡らせていただきますと今國崎青果様であったりとかワイン事業を進めていますダイナックス様、そういったところも交渉の中に企業誘致の協議の中に入っていただくところとしては実績値としては大きくとっているので、少ない投資で大きな効果を出せるようにスタッフ一同一丸となって取り組んでいるというところがご返答になるかなと思っています。以上です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　高山議員。

○10番（高山正人君）　一生懸命努力してそのサテライトといったような新しい取り組みで企業様がこちらにいらっしゃるということも新しい手法なのかなと当然思っています。ただ、この規模的なものをどうしても非常に考えないといけない。これは目標値が書かれてあって、この後の一般質問が終わった後の議案第８号で総合計画の承認を得るという形の中で何回か議員協議で説明をいただいた経緯があるので、ここには令和８年の目標値までに１件と書いてあったので。どう見ていいのかよくわかりませんが、サテライト１つ入っても１件になるし何か大きな企業の工業誘致や他の産業等の誘致はできても１件。１件なんだけれども１件のこの規模が違ってくると僕らもどう対処していくか。よくやったねと言った方がいいのか、いやいやもっと頑張れよと言ってあげた方がいいのかっていう、評価するにはもうちょっと規模がこれぐらいでこれぐらいのものを１つ頑張ろう、もしくはこれぐらいのものをもうちょっと皆で目指して頑張ろう、当然さっき町長が言われたとおり苫小牧市、千歳市、恵庭市、当然私たちの町、北広島市とかもあるところはとにかく動きまくっている。当然千歳のケースがありますから。ラピダスっていう会社が総合的に５兆円という規模ですから北海道に５兆円が来るわけでは当然ないので、どこかの地域にも分散するという計画等になっているだろうとなっていますから。わが町の隣町、隣接距離にして何キロも離れていないところに巨大な新たなプロジェクトが生まれているとなってくると、ウチも近くである利点を何とか活用させていただくような方向性は当然セールスし

ていかなくてもいけないものだと私も考えますけど。その辺についてはね、ちょっと待ちください、先にこう言われてしまったのでなかなか自分のいつものタイミングが取れなくて何とも言い難いところなのですが、関連して皆でやりましょうと言ってチームになっていますけれども所詮ライバルですよって。言い方が強く言えばですね、お互いが欲しいですから地域に企業誘致という企業が来てくれることはね。ですから仲はいいのですが色々と取り合いをするぐらいのデッドヒートをやっていかなければいけないのは十分わかっていますので。その辺の戦略についてもうちょっと詳しく教えていただきたい。やっぱりここから先非常にこの短年度の間に色んな勝負ではないですが誘致合戦を拡げていくのだろうと想定されます。ですからこの辺については非常にデリケートな問題ではありますが、どうお考えになるのか伺います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　このご質問は結構幅があって、またお答えの仕方も色々な角度からあろうかと思いますけれども。前段申し上げた今高山議員もおっしゃっていただいた千歳苫小牧地方の拠点都市地域、これ大きな地域別に方向性を持たせながら、そしてそれ実現していこうと。安平町は元々合併した町ですから。例えば旧早来町でいくとときわ公園の整備、そこにスポーツを切り口にスポーツゾーンを。そしてせいこドームができたり。その延長線上に計画の考え方が残っていますから早来の公民館も今回は体育館的な使い方であったりスポーツ的なものをやっていこうと。追分の方は鉄道文化公園構想を拠点の柱にしながら公営住宅を建てたり下水道を整備していこうと。そして中心市街地の活性化の取り組みも途中で計画変更して入れていった。その鉄道文化体育館的な計画は鉄道だけ切り離して道の駅と集約してきた。そういった流れでそれぞれ例えば白老であれば今ウポポイができあがり、千歳または恵庭については私が説明しなくても恵庭が花博覧会であったりそういうもの。千歳は空港、苫小牧は港、そういったものを最大限活用しながらまちづくりを行っていく、工業都市で苫小牧は元々あるという地域の役割があったわけです。千歳も科学技術大学を建ててあそこも今回のラピダスの大きな要因だったと承知していますが、あそこになかなか色んなところが集積がしづらかった。そこを今回ラピダスということで最先端の半導体が来るということで、これも元々千歳市が描いていた方向性にあるのだろうなと私も承知しています。当然安平町も臨空工業団地が一部まだ企業様の土地かも知れませんが空いている部分があったり、そういったこともあろうかと思いますが、水の問題があったり、そういうところもクリアしていかなければならないかなと思っています。

今安平町は教育を柱に移住定住促進も含めてやっていこうということです

ので当然地域的な役割もあろうかと思いますから千歳の先ほど申し上げたところに工場であったりが建設された場合、安平町にも企業誘致の関連会社が来るっていうことは当然これからもＰＲして様々な形で動いていかなければならないと思いますが、移住定住のよくベッドタウン的な地域はあろうかと思いますが、子どもさんによい教育、自然環境があって、そして情報教育含めた日常的な学びをこども園から小中学校の教育も質の高いものにしていきたいという考え方を当然持つ親御さんが多いわけです。そういったところをターゲットにしていきながら何とか今宅地が希望するだけございません、そこも課題であります。前回高山議員からもご指摘いただいてそこも今検討しながら何とか短期的に区画を確保できないか、ＰＰＢ方式で何とか民間にも力をお借りしながら移住促進を図っていけないか、そこも今同時にやっていますが、そういった地域的な役割そして今回新たな大プロジェクトが動き出すタイミングも捉えながら安平町としても動いていきたいと思っています。

また、これは情報提供ですが昨日ウチも自衛隊の基地があって、そこの関係で自衛隊の高級幹部を送る会が千歳であって、そこで千歳市長、恵庭市長、北広島市の上野市長も来られて、そして私も同席しながらお話もそれぞれの首長とさせていただいた部分もあります。当然同じ地域の中で繋がりもあるわけですから。様々な枠組みがありますが、そういった枠組みの中でも安平町は千歳市、苫小牧は副市長さんが来られていましたけれども、お話をさせていただいていますので、そういったライバルではないかというところもあるかもしれませんが千歳と苫小牧と安平はライバルというよりも安平はやはりそこの中で役割を担いながら、そことぶつかり合うのではなく連携を図っていく方向性でいくべきではないかなと私は思っていますので。そういった方向性の中で現在も過去の計画も踏まえながらまちづくりを進めて、そこのエキスを総合計画の後期計画に盛り込んでいるというところですので。話はご説明長くなりましたが大きなご質問でしたので大局の中でご説明させていただきました。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　高山議員。

○10番（高山正人君）　すみません、大きな話題にしてしまい過ぎたのかもしれませんけど、でもタイミング的には非常に大事な時期なのだろうなという気はしています。ですから私どもの良いところと悪いところは当然総合計画の中にはしっかりと示されていて、ウチの課題があるということも当然明記されていますしね。非常に町長が今言われたとおり水が無いというのは工業にとっては重要な欠陥であると。非常に大変な、いい場所にはあるのですけど水がないというのはかなりきつい条件になるかなと。当然開発、誘致をしようとか何をしようとかその作業を何とか解決していかなければいけないと当

然思いますので、ここのところはもうちょっと水対策というのは重要ポイントになってくるのかなというのも半分思っていますし、このへんは力強く何とか前へ進めていただければと思っています。

３番目に参ります。現状の工業団地の増設や新たな場所に工業団地の造成はあるのか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君）　工業団地の造成については今のところ町の考え方としては持ってはいません。合併当初から安平町内で工業団地として残っていたのが北町工業団地であったことから担当側としても毎年町内４つエリアに分けて実施計画など造成計画案として考えていましたが、近年安平町に問い合わせのあった企業ニーズでいきますと団地より様々な条件地に合うオーダーメイドが多く企業の相談を受けながら希望の候補地に合う土地を紹介していたところです。また、苫東３期計画においても優先的開発推進区域の設定として遠浅地区が位置付けられていることから北海道、株式会社苫東と連携しながら企業誘致の推進を進めていくこととし、団地造成の考えを一度外したところです。以上です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　高山議員。

○10番（高山正人君）　先ほどから関連ですから色々とその苫東に一生懸命力を注ぎたいという認識は重々伝わってきます。ただ、もっと違う場所を、開発行為もする検討をしていかなければ開発行為というか団地決まってから作るというわけには当然いかないのでね。開発行為っていうのはそんな簡単に次から次へいくわけでは当然ないですし、それは行政側の都市計画の中で色々審議をされて受けなくてはいけない作業と言ったようなものもありますから。できれば住宅地に近いところ、こんな贅沢は言いたくないですが、企業が来ていただけることは非常に勝手な想像ではあります、嬉しい話でありまして、今非常に苫東に目が向いているかもしれませんが追分地区にある工業地域だって国道沿いですので立地条件としては非常に悪くはないと思うのですよ。でもそこがどうしてなかなか活性化されていかないのかなって。これもちょっとお互いの地域で企業さんがそこに張り付いていただけるっていう雇用を考えていくと住民が暮らしていけるニーズとすれば何とかしないといけないのではないかと考えていますが、その辺についてどうお考えですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君）　今の追分地区の方は工業適地のお話をいただいたのかなと思っています。この間過去にもトヨタ系の企業様ですとかお話をいただくケースがあるのですが、なかなか最後立地までには繋がっていなかったのがまず１つ。

ただ、今２件ほど追分地区でお話を提案している土地があります。ここは適地というよりは企業様のリクエストに合わせたもの、今回追分地区である大きなプロジェクトなものですから追分地区で１つ、安平地区で１つ今提案させていただいているのですが。そういった今の企業様のリクエストというか要望でいきますと、やはり団地、工業適地も紹介させていただいたりはするのですが、やはりこれからの脱カーボン、ゼロカーボンに向けた取り組みとなりますと電力ですとか電線、そういったところに近いものを求められる企業様であったりするのかなと思っています。

先ほどからお話が出ていたラピダスのお話なんかもあるのですが、一方では千歳市の中で苫小牧市を１つ例に挙げさせていただきますと、苫小牧市の中で脱炭素はクリアできないと言われています。同じく今回ラピダスが来た時に千歳市として脱炭素が本当に千歳市の中だけでカバーリングができるか、そういったところからいきますと隣接する拠点の構成する自治体であったり、ここは苫小牧市を中心とした広域の自治体であったり、補完する役割として再生可能エネルギーであったり、今町としても色々マイクログリッドということで検討なんかもさせていただいていますが、安平町は苫東安平ソーラーパークに代表するようにそういった再生可能エネルギーのポテンシャル地でもありますので、色々な役割分担をさせていただきながら誘致活動をしていくと。あと自動車関連は特になのですが、ラピダスさんもこれからお会いを、色んな会議の中で情報共有いただける場面があろうかと思うのですが、私どもの町で大きな事業というか大きな企業を誘致する土地面積はそんなにないのかなと思っていますので逆にパートナー企業としてそこラピダスを頂点としながらいくつか関連する企業がどうしても進出してくる流れになろうかなと思っていますので、そういったところはアイシン北海道様が進出していただいた時、デンソー様も同じですがアプローチをかけていければと思っています。合わせてラピダスの誘致約1000人規模の雇用と言われているのですが、これは日本人の雇用だけではなく海外というキーワードもありますので、元々半導体事業は日本がトップをシェアとして持っていたところが今海外、台湾とか韓国そういったところが強いところでして、私どもの町は台湾との友好交流も少し進めていますので海外の企業様の誘致も徐々に考え方、視点として出てくるのではないかなと今回の数日前ぐらいから新聞でよく出ている記事を見ますと国内的なものもありますが海外また海外からの研究者なんかが住まわれるのではないかなというところもありますので、住居

というところのキーワードを持ちながら移住定住含めた総合的な観点から考えていければなと考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　高山議員。

○10番（高山正人君）　全国ではないんだね、世界なんだねと。そう言われるととてもすごいなという感じ。ただ、それがウチの町に追いつけるようになれるのかどうかというのが大きなポイントになってくるだろうと思っています。当然外国の方であろうと国内の方であろうと新たな事業を展開するところには人は張り付かなければいけない。また、それに関連した企業も当然その近くにできるだけ誘致ができて操業ができればといったようなところは当然考えられるところです。できる限り私たちの町が住民の固定的な人数がキープできる、また財政上もそういった形で収入が求められるといった政策は非常に、今回は企業誘致という目線で見ていますが財政的な面から見ても人口の面から見ても非常に大事な話をさせていただいたと思っていますので、新たな展開は速やかに人より先に一歩前へ出られるぐらいの体制をいち早く作っていただければと思いますけどいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君）　ご意見ありがとうございます。常に情報を早くキャッチできる体制づくりで、いただいた情報についてはすぐ対応できるところを念頭に持ちながら作業を進めていますので、従前と変わらずしっかりとした中で企業誘致に合わせながら移住定住というものも複合的に合わせながらやっていきたいと考えていますので、引き続きご指導いただければと思いますのでよろしくお願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　私も町長に就任してからすぐ北海道胆振東部地震がありましたり、またコロナ禍が追い打ちをかけて３年過ぎました。しかしながら今年度はできる限り感染対策をしながらでありますが、様々な企業の方々ともお会いしていますし、ここにいるだけではなく東京、大阪の方も初めて安平が関連する本社の方にお邪魔をして様々な情報交換、交流させていただいたところですので。そういったところからまた安平町の良さ、まちづくり、震災以降の取り組み、そういった説明も資料を交えてさせていただいていま

すので。先ほど渡邊課長が説明しましたとおり海外と言ってもそのすぐに海外なんかの企業を誘致するのではなく、それも一つの例えば台湾とは震災の翌年に教育面での交流があったとの切り口、更には観光振興の部分でD51ステーション道の駅に行ってもオンラインで我々130周年、室蘭線開業。台湾の追分駅が100周年だったというような地名も同じ、また、台南市の中で安平区があると。そういったところの協定締結に向けた話も札幌の台北の札幌の支処長も昨年我々も行きましたし、先月安平町にも来ていただいて、そして浦河の事例、白老の事例であったり様々なところと道内でも協定を結んでいる、そういったところも参考にさせていただきながら今オンラインで協定が結べる時代になっていますので、我々もう既に台湾にも行っていますし交流事業も始まっているということでいけば観光の面、文化の面、更には例えば修学旅行生が台湾から来ていただくと安平町だけでは当然道の駅等あるのですが、そこをウポポイであったり東胆振の方でむかわ竜の博物館の整備も今動き出しますのでね。そういった体験学習みたいなものを厚真町でもやっています。そういった中で炭鉄港、今日もバッジをつけていますけれども炭鉄港の空知の方の文化遺産を学習していただくこともできるのではないかっていうお話を今させていただいているところです。ですから企業誘致と大企業というよりも安平町に見合った、そして当然水の問題は追分の工業適地でもあったからなかなか難しかったという、そこのハードルはなかなかクリアできませんがエネルギー問題であったり電力の高騰そういったところを地域で何とか地域単位で賄っていける。そこも赤字にならないで電力をきちんと地域の公共施設の中で供給をして、いざという時にはまた非常用で使えるといった多方面にプラスになるようなことも考え合わせながら一歩前ということを常に心掛けながら私もできる限り様々な情報発信もしていますので、その中でお繋がりも国会議員の先生方、道会議員の先生方も含めてたくさんできましたので、人脈も活用させていただきながら先ほど申し上げた企業誘致にも当然全力で投球していきたいなと考えています。以上です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　高山議員。

○10番（高山正人君）　ありがとうございます。町長がおっしゃるとおりその流れは非常に良いのではないかなと。ただ一言、今まで色んなお話をさせてもらいましたが旧町の早来町時代ですかね。企業誘致を担当されていた方のお話はとりあえずとにかく人に会わなければならない、人に会ってきっかけを作るまでが非常に大変なんだというお話を聞いて参りました。これは人脈というものの大切さをおっしゃっていらっしゃいました。当然そんな簡単に面会できるわけでもなかなかなく、きっかけを作るということの重要さは一番人と人とのつながりが一番であるぞということを教えていただきましたの

で、これは今でも皆様方も当然やっておられると思いますが近代的な色んなものを使えばすぐリアルタイムに色んなことができるというのがありますが、最終的には人の目を見ながら声を聞きながらという重要なポイントは忘れずにやっていただければと思いまして。そのことだけをお伝えしたいと思っていますのでお願いします。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　おっしゃるとおりコロナ禍でオンラインもできるようになったところはプラスに捉えながら、それでも対面というところの大切さは承知しています。先週末も土日で移住ドラフト会議というのがありまして、今回ずっと私も３年前もコロナ禍でしたが行ってきた際にはオンラインで選手の方が来ていたのですが、今回は全員札幌のホテルに集まっていただいて、そして100人規模の大きな大成功に収めました。そこのスポンサーの方、また支援する企業の方、その企業のプレゼンの時間もありましたし、全てドラフト会議で選手の指名が終わって、終わった後にスポンサーの企業の方たちが残られていて、そこでまたお話し合い、交流、名刺交換含めてさせていただいたところですので。そういった様々な、そこに首長として来ていたのは私一人でしたから。私は何回も行っていますしオンラインの中でも参加したりしていますので、そういった幅広い若い方たちのチャレンジャーが集まってくる取り組みですが、そういった中にも出席させていただいて企業とも繋がっていく、そんな努力も先般させていただきましたが、そういった考え方を常日頃から心掛けて企業誘致に少しでも繋がっていくような動きをこれからも心掛けて参りたいと考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　高山議員。

○10番（高山正人君）　ありがとうございました。私の質問はこれで終わります。

○議長（多田政拓君）　ご苦労様です。以上で10番高山正人議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君）　ここで13時まで休憩とします。

休憩　午前　11 時 50 分

再開　午後　１時00分

○議長（多田政拓君）　休憩を解いて会議を開きます。ここで昨日の米川議員の一般質問に対する答弁の一部に発言を求められていますので、これを許可します。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君）　昨日の米川議員の一般質問、あびらチャンネル放送について（６）議会中継を再放送できない理由は何かの再質問におけます一般質問だけでも再放送はという質問がありました。これらの回答における発言は個人の意見を述べたものであり、時間の制限もあり真意が伝わらなかったことと、また放送法第３条、放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ何人からも交渉され、又は規律されることはない。同法第４条第１項第２号、政治的に公平であることの内容も説明しなかったため、再質問におけるこれらの発言をお詫びをもって取り消します。ご理解願います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　時間も昨日なかなか最終的な残り時間も少なかったということもあって私もこの時に補足もしませんでしたが、録画の部分については過去にもご説明したことがあったかもしれませんが、ご家庭のテレビもしくはビデオデッキ等で録画機能もありますので、それで予約をしておいていただいて、そして生放送で見られない方については録画放送にて視聴いただくというやり方もあろうかと思いますので、そういったことの周知ＰＲも含めて、そういったところについては行って参りたいと考えています。

○議長（多田政拓君）　ご苦労様です。それでは午前中に引き続き一般質問を行います。１番工藤秀一議員の一般質問を許します。

【通告№.４　１番　工藤　秀一】

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　１番工藤秀一です。初めに子育て応援について伺います。コロナ禍や物価高、少子高齢化など日本はかつてない課題に直面し生活や働き方も多様化しています。変わりゆく地域社会で誰もが安心して暮らせる社会を目指さなければなりません。誰もが子どもを安心して産み育て十分な教育が受けられる社会づくりを進めなければならないと思います。いよいよ私たちの地域でも子どもや若者、男女共同参画の視点から子どもも親も希望を持って暮らせるまちづくりの構造改革を今こそ本気で進める時だと思います。教育の無償化など子育て負担を支え応援し、子育て改革を進めていかなければならない時だと思います。そのような観点から質問させていただきます。

初めに就学費全般について。小中学校では各学年において給食費をはじめ学用品、修学旅行費など毎年様々な就学費用がかかります。これらは現状生活困窮者には援助されていますが、これらについて所得制限をせず全員を無償にしてはどうかと考えますが､教育費の無償化についての考えを伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　より良い教育を町自体が行うものを含めて国で定める義務教育費を直接個人負担で賄う考えはなく、どの自治体でも基本的には同様に無償としています。とは言え通学する上で個人に発生する費用はゼロではないので一定の基準の中ですが経済的要件で厳しい方への対応は就学支援制度の活用を進めていますし、該当しない子育て家庭にも国の施策として児童手当の制度があったり税負担の控除があったり、子育ての支援環境は整っていると思います。本町では事業等にスクールバスがあることで本来自己負担で行われている見学や体験授業、プールやスキー場、スケートリンクなどの利用においても活用し負担は求めていませんし、更に少年団、部活動の町外への移動手段としての活用、その他就学費としての直接的の支援ではありませんが医療費の無償化を成人まで負担していることは早期の受診をためらわず行うことで学びの保障を持続させることができる大きな支援策と認識しています。このような施策があるからと言って町の支援策が完結と判断しているわけではありませんが、教育分野の義務教育費の無償化を行うとともに本町においては国の示す範囲以上の対応は行っており、これ以上の補助を行うことは福祉施策拡大や国として根本的な子育てや貧困策に対する見直しなどが進まない限り、どこまで無料にしても単に子育て施策に競い合う手段として認知されるだけで教育を受ける側の本来の恩恵とはならないと思われます。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　内容はわかります。安平町は子どもの医療費無償化をはじめとする様々な子育て支援策を行っていることは知っています。しかしですね全国的にも1600市区町村の３割の自治体が給食費無償化が進んでいます。日本農業新聞の調査でわかりました。23年度からも実施するところも多くあるようです。そこで安平町においては新しい学校、こども園と民放のテレビで報道されるほど全国から子育ての町として非常に注目されていることからも子どもにやさしい町の子育て応援であり、また少子化対策であり移住定住対策でもあるかと思います。国においては昭和の教科書無償化に始まって公立高校の授業料無償化、令和になってからは幼児教育の無償化、私立高校も無償化そして給付型奨学金と授業料等が減免される高等教育の就学支援新制度が日本は他の先進国と比べて各家庭の教育費負担の割合が高い国です。そのため経済的理由から高校大学等への進学を断念する人が少なくありません。全ての人が平等に教育が受けられるよう給付型奨学金制度の充実が実現しました。世の中の景気に左右されず家庭の経済力に左右されずに安心して教育が受けられるよう子育て応援が拡充されてきたことも事実です。ここまで来ているのですから安平町はあと一歩、安平町独自の教材費とかまずは給食費を無償化して教育費の完全無償化を実現していってもらいたいと思いますがいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　給食費の無償化については、これまで何度か私含めて町長の意見としても考え方としてもお示ししているところではありますが、今のところはその考え方には向かわない方針です。ただ、給食についてはこの無償化という部分のメリットという部分ではなく、質の問題も私たちは考えながら、例えば地産地消のものを多く使った給食を提供するなどして、これも一つの教育というものの中でアピールをできる部分はしていきたいなと思っていますので、そこに確かに費用の免除がつけばそこの部分のメリットもあるかもしれませんが、以前から説明しているかのような内容でそこまでは考えていません。一部ですが義務教育を出た後の補助についても町の高校の進学の補助だとか、一部大学まで行く場合の給付型の奨学金だとかの制度も持ち合わせていますが、やはり財源的な問題もありまして、そこについては所得制限だったり成績のある程度のレベルを拾うとかの対応ですので、やはりそこもきちんと合わせていかないと金銭を交付することによってただ

進学するのではなく、やはり目的をもった教育を受けていただけるというような環境の一助になっていればいいのかなと、今のところはそう考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　給食費の関係については今永桶次長が答弁したとおりですが。今回物価高騰ですとか資材高騰、食品含めて色々と値上がりもしているということで令和４年の12月23日に給食センターの運営委員会を開いていただいています。その中で給食費の値上げについても諮問して答申もいただいています。その中では値上げもやむを得ないという答申をいただいたところであり、教育委員会も教育長のあいさつの中で全道の179市町村の内にその時点で37自治体が完全無償化もしくは一部無償化に取り組んでいるという説明もさせていただいているところです。私、前回同様の質問があった時に、物価高騰による部分については町の方で負担をしていきたいという考え方も示させていただいていますので、これはいつまでということの明言はまだできませんが、こういった状況が続くことも当然予想されていますので給食費の値上げっていうのは答申の中では値上げというような答申をいただいていますが、現行のままの給食料金で継続をしていきたいと思っています。

また、次長の答弁の中で給食の質の問題も取り上げて答弁させていただきました。この後の質問のグリーンライフポイントの制度のところにも絡んでくるかもしれませんが、一応国際的な環境負荷低減の流れに取り組む先進的なまちづくりの象徴として執行方針の中でも言わせていただいていますが、オーガニックビレッジ宣言を令和５年度に宣言をしていきたいと思っていまして、ちょうど先月の28日に有機農業推進セミナーということでエシカル教育ということで柳田先生、上川地域の中川牧場の中川さんにも来ていただいて、有機農業の取り組みであったり給食の課題であったり、そういったところも色々と有機農業の実践者含めて多くの方に参加していただいてオーガニック有機野菜を給食の方に取り入れていこうという取り組みも今スタートしていますので、そういった中で当然価格帯としては若干高くなる部分があるのですが、そう言ったところ含めて価格の高騰の部分については町の方で負担して参りたい。ですから無償化ではありませんが一部無償化に取り組んでいるところの範疇に一部入ってくるのかなと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤議員。

○１番（工藤秀一君）　ありがとうございます。朝から町長からも色々お話があ

りましたが、今千歳市に世界最先端の最高水準の半導体の量産を目指すラピダスの工業立地が表明されていて、工業団地の美々ワールドは安平町との県境でもあります。投資総額は５兆円規模と言われていると。北海道の予算の２倍近い金額ですが関連産業も含めて大きな経済波及効果が期待されるところではありますが、これから企業誘致とか移住定住に向けて安平町にどのように呼び込むかも課題になってくるかと思います。ラピダスは２年後には試作品を作り始めるという報道もあります。スピード感をもって対応しないと近隣自治体から後れを取ってしまいますので、子育て世代に選ばれる町としてこの給食費の無償化とか教材費無償化とかいうものを免除するような大きい挑戦を子育て世代が選ぶ画期的な町として先駆を切って決断してはどうかなと思いますのでどうか再検討していただければなと思います。

次の質問に移らせていただきます。次にスキー学習に使用する用品についてということで、追分小学校１年生から中学校２年生までですか安平町のスキー場で毎年スキー学習を各学年とも年３回実施していると。このスキー学習に使用するスキー板とかスキー靴とかストックなど用具が各自で準備しているとのことですが、一般的なものでも一式で購入すると数万円かかるそうです。費用について親御さんから負担が大きいとの声も聞きます。成長期にあたるのでワンシーズンでサイズアウトしてしまうこともあるそうです。札幌市のスキー学習の賛否のアンケート結果をインターネットで見ましたが、雪ならではの授業だから、授業で行わないと体験の機会もないとあり、賛成が多数のようです。しかし賛成派も反対派とも費用には非常に不満が強いようで私もスキー学習に反対しているわけではありません。何とかこの子育てを応援する意味で家庭に負担がないようにできないものかと思います。それで早来地区はスケート学習ですが、スケートは自分で持っている子も多いようですがスポーツセンターで無料レンタルもできるようになっていると聞いています。その利用者も多いようでスキーもそれと同じようにできないものかなと思いますが考えを伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　スキー学習やスケート学習については、ご提供された札幌市のアンケート結果のように追分や早来においても雪国ならではの授業といったことではありますが、それは授業だけでなく地元にある環境を体験し生涯のスポーツとして触れてもらう機会として続けてほしいものと考えもあります。経費負担として考えると一般的にはスキーはスケートより用意するものも多く経費はかかると思いますが、長い目で見ると北海道に居続けると成人になっても冬のレジャーやスポーツとしてのふれあうことのできる種目として良い取り組みとは思っていますので、授業だけの負担と考えると

大きく感じるものも生涯続けることも可能な種目であると思います。
　ご質問は保護者の負担軽減としてのご提案ですので今お話した趣旨に理解を深めていただいた上で授業を継続していくためには、どうしても個人には多額の負担が生じる場合はそれを課題と捉え改善に向けて取り組みたいと思います。実際には数年前までスキー用品のリサイクル事業のような感じで地域の保護者間でやり取りが行われていた体制があったようですが、子どもの数も減っていることもあってか状況は変わっており、現在はほとんど個人のやり取りも含めて個人所有のものを使って児童生徒さんが授業に参加されているとのことです。本町のスキー場にも数は少ないですがレンタル品もあるので何人かは利用されていることも確認されています。現在表立って保護者からの訴えは学校には無いようですが、負担の大きいことは理解できますので以前のような体制を含めて実態を検証し対応を行っていきたいと思います。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤議員。
○１番（工藤秀一君）　ありがとうございます。ぜひ保護者の声を聞いてあげていただければと思います。以前のような体制を含めて実態を検証し対応いただけるとのことなので、どうぞよろしくお願いします。
　次の質問に移ります。３つ目、育児休業の取得促進についてということで子育て世代が仕事と育児の両立をしやすいように、特に男性の育児休業取得促進に向けた取り組みが必要不可欠かと思いますが考えを伺います。まずは町職員において取得しやすい環境は整っているかについて伺います。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　総務課長。
○総務課長（木林直樹君）　まず初めに町職員における育児休業制度の関係については、これまで育児休業条例に基づき運用を行っているところです。特に男性職員にかかる育児休業の取得促進という部分では昨年９月定例町議会において条例改正をさせていただき、育児休業の取得回数の拡大や育児休業を取得しやすい職場環境に努めているところです。また、昨年策定しました安平町行政改革プラン2022におきましてもテレワークやフレックスタイムなど職員個々の事情に合わせ多様で柔軟な勤務体制の構築により育児休業等を取得しやすい職場環境の確保を目標に掲げ、働きやすい職場づくりを目指しているところです。尚、育児休業の取得促進に向けた具体的な取り組み事例としては、育児休業制度に関する冊子やパンフレット等の配布による機運醸成をはじめ研修会の開催や妊娠出産育児休業に関するハラスメントを含めた職

場におけるハラスメントの防止等に関する要綱を策定させていただきながら、子育てに理解ある職場風土の形成に努めているとともに職員が気兼ねなく相談できる窓口の整備などについても取り組んでいるところです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　ありがとうございます。労働力の確保維持を図る手段の一つとして働き続ける女性を増やすことと同時に男性育休の取得促進が必要とされる中、厚生労働省によると令和元年度の育児休業取得率は女性が83％であった一方で男性は7.48％と低い取得率だったそうです。この状況に対して男性育休の取得推進の検討が進んで改正育児介護休業法が賛成多数で改正が実施されています、2022年ですね。男性労働者に育休の取得を義務付けるわけではなく、これは企業側から従業員への取得促進が義務化されることを意味しているという内容だそうです。労働者が取得を義務、受けるのではなく、企業が取得職員が義務化されているということで一般的には産後６週間から８週間は母体の回復に全力で努める必要があるとされており、つまり男性育休は配偶者の協力が不可欠な期間に取得可能な休業制度であります。育児休業制度の理解を深める取り組みが重要と考えますが、町としての考えを伺います。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　総務課長。

○総務課長（木林直樹君）　育児休業の取得の関係ですが、一部先ほどの繰り返しになるかもしれませんが特に今議員がおっしゃられたとおり男性の育児休業取得率が非常に低い状況だということはこれは全国的にも同様の状況でして、特に直近の数字でいきますと年々増加傾向にはあるということで認識しています。特に男性の育児休業としては令和３年度で13.97％、前年度比で約１％以上の改善という状況で、我々と同様地方公務員についても令和３年度で19.5％、前年度が13.2％という状況もあります。私どもは役場の状況ですが、これも何年か前に一般質問いただきましてご答弁させていますが、女性職員における育休の取得状況については合併以降100％という状況です。男性の育休の取得の状況ですが、こちらは令和２年度までは残念ながら１人もいなかった状況ですが令和３年度に対象者４名のうち１人の職員が初めて育休を取得したというところで、確かに１名というところですが、率的にはこの年でこの年度で25％という状況です。また、今年度も対象者がおりますが今のところ取得には至っていないところですが、今後についても職場として取りやすい環境に努めていく必要があるということもありまして特に上司、

我々管理職含めて育児休業に対する理解を十分認識してもらうということと、同じ課の中でも取得しやすい雰囲気づくりに努めていくと。また特に対象となる職員が配属されている課については、やはりその周りからも声掛けであったり業務の一部を支援するとか、そういったことも必要だということで認識していますので、今後についても引き続き男性職員だけに限りませんけれども職員全体として育児休業を取得しやすい職場環境づくりに引き続き努めて参りたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　制度的にはこちらは役場職員に対するご質問ですので、公務員は制度的には男女関係なく整っているわけですし、当然男子が今総務課長の答弁のとおり４名のうち１名ですね育休を取ったと。でも短期間ではあります。ですから長期間の取得についてはまだまだ男女が一緒になっている状況にはないと。でも制度的には取れる。ただ、そこが夫婦間で当然相談をして決めることでもありますので、職員同士が夫婦になっているケースもありますし相手が民間の場合もありますから色んな場合があろうかと思いますが、そういったことで長期間欠員になる部署については会計年度職員を短期で雇用したり仕事のサービスの低下にならないような配慮も育休が取りやすいような配慮も現在させていただいているところです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　ありがとうございます。男性育休の取得促進を義務化した背景には職場の雰囲気でもあります。自分が休むと仕事に穴が空くとか周りは休まずに働いているのにという日本社会の古くからの習慣とか有給休暇取得率の低さにも表れているような部分がありまして、それらが何となく育休を取得しづらく結果的には取得率が低い要因にもなっているのかなと思いますけども、育児休業制度の理解を深める取り組みが重要と考えますが町として推進する考えがあるか伺います。これは町内というか、はい。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　総務課長。

○総務課長（木林直樹君）　ご質問いただきました育児休業制度の理解を深める取り組みの重要性というところですが、こちらについては子育て世代に選ばれる町あるいは生涯住み続けることができる町の実現を目指している安平町

にとりましては極めて重要な取り組みと認識していまして、本定例会で提案しています第２次安平町総合計画後期基本計画や第２次安平町男女共同参画基本計画におきましても育児と仕事の両立が可能な子育て環境の充実を施策の一つの位置づけているということと合わせて第２期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、子どもを産み育てる環境整備を基本目標に掲げまして重点施策の一つである子育て分野における男性の育児休業を取得しやすい環境づくりや働き方改革の一環として、町が率先して育児休業の取得推奨実践をすることによりまして町内企業などへの意識醸成また普及に取り組みながら町内での子育て環境の充実を図るとしているところです。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　若干補足します。先ほど工藤議員が職場で育休を取ると穴が空くので取りづらいと。これは女性が育休を取っても男性が育休を取っても穴が空くわけですね、ですから先ほどお答えしましたとおりそういったところには短期の会計年度職員を配置するようなことも配慮させていただいていますので、これ制度的な部分については取りにくさを解消するように努めていますし、今後のやり方としてはこれもデジタルＤＸの取り組みの中の一項目にも掲げていますがリモートワーク、例えば子育てしながらそこは制度設計が必要だと思いますが自宅でリモートで仕事をできるようなところを組み合わせていくと更に育休を取りやすい環境につながるのではないかなと。また双方で育児休暇を、例えば半分ずつ取るみたいな。それで週でローテーションしながら勤務取得とか。色んなやり方は多分今後出てこようかと思いますので、安平町の役場に実態に合うような検討はこれからしていければいいなと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　ありがとうございます。国の制度で企業側へ男性育休の取得を義務付けるとともに助成金を用意して従業員と企業双方にメリットのある制度設計を通じて男性育休の取得促進をしています。ひいては取得率向上への取り組みを強化している内容であって仕事と家庭生活の両立支援は中小企業により手厚くなっているようです。これ令和４年10月１日から産後パパ育休がスタートしています。どうか町としても更なる推進をして安心して子育てができる環境整備を今後ともよろしくお願いします。

１つ目の質問終わりまして、続きまして帯状疱疹ワクチン接種助成につい

て伺います。誰もが幸せに暮らすために健康であることはとても大きな要因であって健康寿命の延伸と不健康な期間の短縮や予防は極めて重要な課題であります。生涯を通して元気で充実した生活を送れるようにと誰もが願われているのはないでしょうか。その中で近年、帯状疱疹を発症している方をよく聞くようになりました。子どものころ水ぼうそうにかかった記憶のある方もみえると思います。水ぼうそうは一度かかり、治った後も実はウイルスは体の中の神経節に生涯隠れていて加齢による免疫力の低下や過労やストレスが引き金となって再発症することがあり、それが帯状疱疹と呼ばれるものだそうです。帯状疱疹の原因となるウイルスは日本人成人の90％以上の方の体内に潜んでいて50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約３人に１人が帯状疱疹になると言われています。そこで病になってから治療するのではなく病を未然に防ぐという観点から、帯状疱疹を未然に防ぐために帯状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるか伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君）　帯状疱疹のワクチンについては平成30年３月に薬事承認されていまして50歳以上の希望者が接種できる任意接種のワクチンとして位置づけられています。このワクチンの効果についてのご質問ということですが、まず帯状疱疹を予防するワクチンには水ぼうそう予防の生ワクチンである水痘ワクチンと不活性化ワクチンである帯状疱疹ワクチンの２種類があります。このそれぞれのワクチンの発症予防効果についてですが、水痘ワクチンには50代には70％弱の方に効果が期待できるものの60代70代と年代が上がるにつれて予防効果が下がっていくと言われています。一方、帯状疱疹ワクチンは年代問わず約97％の方に予防効果があると認められているところです。また、この予防の効果の持続期間ですが水痘ワクチンは３年から５年程度、帯状疱疹ワクチンは10年ほど持続すると言われています。尚、ワクチン接種後の副反応に関してですが、どちらのワクチンも１週間以内に注射部位の痛みは大体８割弱の方に、筋肉痛や疲労感、頭痛や発熱等は２割から４割の方に発生することが確認されています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　ありがとうございます。そういうことで帯状疱疹ワクチンは厚生労働省によって2016年３月に50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防として効能効果が追記されました。そして2020年に使用開始となった不活化

ワクチンは生ワクチンと比べると予防効果が高く効果が長期間持続し、免疫が低下している人でも接種できる点が優れているとのことです。帯状疱疹の予防接種は発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み後遺症の予防に繋がるとされているそうです。そういったことから帯状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているか伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課参事

○健康福祉課参事（池田恵司君）　帯状疱疹ワクチンの周知と接種の推進についてですが、今現在新型コロナウイルス感染症への対応が最優先で求められていることや国におきまして今後この帯状疱疹ワクチンを任意接種から定期接種にするよう審議を今されているところですので、町として帯状疱疹ワクチン接種を早急に推進するということは現在考えていません。しかしながら、帯状疱疹という病気そのものにつきまして予防という観点からもこの病気について広く周知をするということは必要なことであると思っていますので、町が実施しています健康相談や健康教育事業、この中で積極的に情報を提供していけるよう検討していきたいと思っています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　ありがとうございます。そこで帯状疱疹にワクチンがあることを知らない人も多くいるようですが、先ほども申したように発症率は50歳を境に急激に上昇して60歳から80歳でピークを迎えるということで、高齢化が進む中、高齢になってからの強い痛みはとても苦痛だと思います。しかし、帯状疱疹ワクチンの接種費用は生ワクチンで１回8000円とか不活化ワクチンは１回２万2000円で高額で、しかも２回接種しなければならない。年金で暮らしている高齢者にとっては助成なくして簡単に接種できる費用ではありません。そこで安平町において町民の健康を守る観点から帯状疱疹ワクチン接種の助成をすべきと思いますが考えを伺います。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君）　帯状疱疹ワクチン接種の助成についてですが、金額については只今議員がおっしゃっていただいたとおり医療機関によっても若干違いがありますが水痘ワクチンは１回の接種で大体8000円、帯状疱疹ワクチンは１回２万円から２万5000円ぐらいの間でして、こちらは２回の接

種が必要であるということで合計４万円から５万円程度の自己負担となりまして、かなり高額なワクチンとなっています。健康を推進する担当課としての基本的な考えですが、１つ目として食生活や運動等日々の生活習慣の積み重ねが健康づくりに大きく影響することを理解し、定期的に健康診断などを受診してご自身の健康状態を客観的に把握するなど、ご自身の健康はご自身で守るという意識を持ってもらうことが大変重要であると思っています。また２つ目にはご自身の体の状態をいつでも気軽に相談でき、その異変に気付いた際にはすぐに相談また受診ができるかかりつけ医を持つことが極めて重要であると思っています。帯状疱疹は日々の生活での疲労やストレスを溜めない生活を心掛けることや症状を早期に発見することが重要でありますので早期の治療で重症化を防げるとも言われていますことから、まずはそれぞれの状態に合った適切で最善な治療を受けられるよう、まずはかかりつけ医にご相談いただくことが大切であると思っています。帯状疱疹ワクチンの接種費用の助成については先ほどもお話したとおり現在国において定期接種化の審議の最中であることなどから、引き続き国の動向や自治体の状況を注視して参りたいと考えているところです。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　おっしゃられたとおり国において定期接種化の審議中であることもありますが、やはりこの帯状疱疹を重く見ているんだなと思います。全国的にも補助金を助成しているところも多く出てきていますので、ぜひ前向きに今後ご検討いただきたくよろしくお願いします。

　続きましてグリーンライフポイントについて伺います。地球温暖化の深刻化に伴い大規模な水害や森林火災など様々な環境問題が発生していることを踏まえ、日本は2030年までに温室効果ガス排出量を46％削減することを米国主催気候サミットで表明しています。期限まで残り８年と迫っているなか日本の温室効果ガス排出源の６割以上が衣食住の分野です。したがって国や企業の努力だけでは難しく、住民一人一人に意識してもらう施策が必要です。それで地域のグリーントランスメーションＧＸについてどのように考えているのか伺います。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君）　グリーントランスフォーメーションは、いわゆるＧＸですが、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを指すもので温室効果ガスの排出原因である化石燃料から太陽光発電などの再生可能エネルギーに

転換し経済社会システム全体の変革を目指すもので、カーボンニュートラルによる環境保護だけでなくこれを契機とした経済成長の両立を目指す取り組みです。町におきましては令和５年度中にゼロカーボンシティ宣言を予定しているところです。また、現在安平町ゼロカーボンシティ推進協議会設立に向けて準備を進めているところであり、町や地元企業、住民によって安平町における脱炭素社会の実現に向けた協議を進めて参りたいと考えています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　ありがとうございます。町内で協議していくということで大変良いことだと思います。一人あたり年間7.6トンのＣＯ２を衣食住を中心とするライフスタイルに起因して排出しているそうです。私たちが生活の中でちょっとした工夫をしながら無駄をなくして環境負荷の低い製品サービスを選択することで、こうしたライフスタイルに起因するＣＯ２削減に大きく貢献することができるそうです。そこで日本の温室効果ガス排出源の６割以上が衣食住の分野ですが住民のライフスタイルの転換に対する取り組み状況について伺います。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君）　議員がおっしゃいますとおり日本における温室効果ガス排出量の約６割が衣食住を中心とした家計関連であると言われており、2030年の46％削減、家庭部門における66％削減に向けては脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須であると考えています。環境省においては一人一人が日常生活において取り組むことができる具体的な行動をゼロカーボンアクション30として紹介しています。町におきましては過去に住宅用太陽光発電システム設置やＬＥＤ照明器具及びＬＥＤ電球の購入に対する助成を実施して参りました。今後は脱炭素型のライフスタイルへの転換を促進するため、広報紙などを通じてＰＲして参りたいと考えています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　次の質問で、環境問題に積極的に取り組んでいる企業と連携してグリーンライフポイント制度を導入し一人一人が環境問題を自分事として環境に配慮したライフスタイルの転換への機運を高めることも有意義

かと思いますが見解を伺います。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君）　環境省が実施しています食と暮らしのグリーンライフポイント推進事業については環境配慮製品、サービスの選択などの住民の環境配慮行動に対して企業や地域などがポイントを発行する取り組みを一気に拡大することにより2030年温室効果ガス46％削減、食ロス半減、ワンウェイプラ25％排出抑制のため必要なライフスタイル転換を加速するとともに、環境配慮製品、サービスなどの市場拡大によりコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進することを目的とした事業です。令和３年度から公募が開始され一次公募から三次公募まで行われており34事業者が採択されています。採択を受けた事業者は全国に展開している大企業が主であり、そのうち自治体については大阪府堺市、福岡県北九州市、石川県、愛知県の４自治体となっています。町としては今のところグリーンライフポイントの導入予定はございませんが、温室効果ガス排出量の６割を占めると言われる家計関連の排出削減に向け脱炭素型のライフスタイルへの転換は重要であることから、今後はこのグリーンライフポイント制度のみならずライフスタイルの変革を実現するために情報収集し調査研究して参りたいと考えています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　ゼロカーボンアクション30と先ほど言っていましたけど、その30のアクションポイントというのはすごくわかりやすくて取り組みやすい内容だと思いました。例えば移動には公共交通機関を使うとかレストランに行って食事しても食べ残しを残さない。また残した時はごみバッグで持ち帰るとか。また、コンビニ・スーパーではプラスチック製のスプーンは辞退するとか、そういった取り組みやすい内容があるのです。何かポイント制というと重たく感じたので、私も思ったのはあびらポイントに何か付与するような取り組みができないのかなと思っています。それが、そのポイントがＣＯ２削減のバロメーターのような形になって目で見てわかるような形になればいいなと思っていますので、ぜひ取り組みを進めていただければと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　ポイントあびらの関係でグリーンポイントに代わるもので上乗せということもやり方としては承知をしていますが、ポイントあびらはまだ導入して２年経っていないと。そしてボランティアポイントとか健康ポイント、そういったところをまずは１段階目でやっていこうというところでスタートさせていただいている制度ですし、またデジタル化も今進めていくのですが、そのポイント付与する今中心となっている商工事業者の皆様方が色々調査アンケートもさせていただいたところ、当然70代80代のご高齢の方については今のシステムもなかなか難しいというところも課題となっていますので、そこに新たなグリーンポイント的な取り組みをオンしていくということは今の段階でもちょっと難しいなと思っています。しかしながら、このポイント付与制度だけでなく前般で申し上げたような地産地消であったり物流の移動距離を少なくすることもＣＯ２削減の低減につながっていくということでありますので、住民周知のこと、これは安平町だけでなくゼロカーボン北海道、北海道と連携を図りながら我々もそういった宣言を令和５年度にさせていただきますので、そういった中で様々全体的な運動として進めていきたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　ありがとうございます。ぜひグリーンライフも進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

　最後の質問で住環境整備について伺います。先日生きる力を伸ばす教育が全国的に注目され移住者も復興をかけた北海道安平町のまちづくり、テレビで放映されていました。子育て教育に注目を浴びている安平町として人口増加のチャンスでもあると捉えていると思いますが、移住者を受け入れるための住宅宅地は十分にできているのかについて伺います。移住希望者に対してどのような住宅を提供できるか、体制が整っているのか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君）　ご質問のありました住環境整備についてお答えします。初めにご質問のありました住まい、住環境の現状について、住宅建設用地などの宅地そして賃貸住宅に絞ってご回答させていただきます。まず、住宅建設用地のうち安平町が販売している分譲地については２月末現在で追分地区のラ・ラ・タウン追分と若草団地で計17区画を販売中。民間で販売している分譲地については追分地区のサニータウンにありまして計13地区を販

売しています。次に北海道のびのび暮らしという名称で空き地、空き家バンクを運営しています。ここでは売却意向のある町内の空き地や民間不動産会社で扱っている安平町の物件情報を一元化しており、宅地と空き地を求めている利用者の利便性向上を図ったサイトとなっています。このバンクに登録されている物件のうち空き地は２月末現在で約80件程あります。追分、安平、早来、遠浅の地区別で見ると登録物件の大半が追分地区になっている現状です。

次に賃貸住宅についてですが、安平町で管理運営している公的住宅と民間賃貸アパートに分けて説明させていただきます。公的住宅の入居状況についてはそれぞれ２月末現在になりますが、まず公営住宅については入居可能戸数440戸に対して入居率約82％、次に特定公共賃貸住宅については70戸に対して入居率100％、最後に町営住宅については12戸に対して入居率100％となっています。続いて民間賃貸アパートの入居状況についてですが、あくまでも行政側の把握している状況ということでご理解いただきたいのですが、令和４年９月現在で追分地区は73戸に対して入居率約88％、早来地区は175戸に対して入居率約98％となっています。

以上の安平町の住まい住環境の現状に対してご質問のあります近年の住宅ニーズに対応できているかについてですが、住宅用地、宅地に関して申し上げますと追分・安平地区は宅地に関する物件情報があり宅地相談に対応できています。一方で早来・遠浅地区では物件情報が少なく宅地相談に対応しきれていない状況と受け止めています。

次に賃貸住宅に関して申し上げますと全体的には子育て世代からの戸建て賃貸住宅の相談やニーズが高い状況にあります。また、早来地区において世帯向けの賃貸住宅に関する問い合わせ相談がありますが、近年はご夫婦でお勤めされている世帯も多く所得的に公営住宅の利用が難しいといった状況もあります。また、そういった方々は民間アパートを選択肢とするのですが世帯向け民間アパートの入居率が高く、必ずしも移住者からの賃貸住宅相談に応えきれていない状況にあると認識しています。

こういった状況にあることから令和５年度の当初予算書案には早来地区のさつき団地裏の町有地を宅地として販売していくため早来地区宅地整備事業を計上させていただき、また、世帯向けの民間アパートについても引き続き建設費助成を講じることで住まい確保対策を着実に進めていくこととしています。こうした各種施策を年度当初からスタートできるようにした上で今後も計画的に各種対策を展開していくことが必要と考えており、現在も早来中学校の仮設校舎跡地の活用などを念頭に置きながら具体的な検討を進めているところです。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　住宅用用地、宅地は追分・安平地区には物件があって相談対応ができているけれども早来・遠浅地区には宅地相談に応えきれていないという現状かと思います。公営住宅も民間アパートについても相談に早来・遠浅地区については応えきれていないという状況なのだと思います。今せっかく注目されている新しい学校ができて移住したいと思っていても希望が叶わないことが多いと伺います。そういった何と言いますか閲覧できるものがほしいというか、どこにどういった住宅があるか。ホームページにラ・ラ・タウンの分譲地が地図になって出ていますが、ああいったものが安平町内全体を網羅するものはないのかなと。そういうのがあると一目で閲覧できるような体制があって住民にもわかりやすく、町外から来る人にもわかりやすいのかなと思いますが、そういったものを作るようなことはできないか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君）　今ご質問がありました今販売中の宅地であったり住宅地または空き家情報等一覧できるようサイトであったり、ペーパー、発行物があるといいというご質問だったと思います。先進自治体ではそうした例もお見受けしていまして近い将来そうしたものを目指していきたいということは内部でも議論が上がっているところなのですが、現時点はそういった考えが用意していませんでした。今後に向けてその点についても検討を深めて参りたいと思っています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　工藤秀一議員。

○１番（工藤秀一君）　すみません。時間もないのでもう１つお伺いしたいことがあったのですがまた次の機会にしたいと思います。以上で終わります。

○議長（多田政拓君）　以上で１番工藤秀一議員の一般質問を終わります。
次に３番小笠原直治議員の一般質問を許します。

【通告№５　３番　小笠原　直治】

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　３番小笠原です。地方自治体が自らの地域を活性化させるため重要プロジェクトを実施する際、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながら現場責任者としてプロジェクトを推進する地域プロジェクトマネージャーを任用し着実に成果を上げていくことができるように総務省は令和３年度より上限650万円の特別交付税をしております。

当町においても活用することになりましたが、具体的にどのように展開し定住人口の増加を促進していくのか町民に明らかにすることが重要と思い質問して参ります。

１つ目、地域プロジェクトマネージャーの任用者の氏名、身分、勤務地、勤務時間、報酬費等について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　ご質問の１番目ですが井内聖氏、会計年度職員としてこちら管理職級の待遇で早来の総合庁舎の方を中心に各学校の方に勤務をする考え方で配置します。勤務時間については私たちと同じく７時間45分の勤務になっていますが、役場や学校の勤務時間によって多少前後しますし勤務日は週４日間勤務ということで月額42万2100円、正確には42万2080円になる予定となっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　確認をしたいのですが、パートタイマー会計年度職員ですね、ですよね。はい。それで私が聞いているのは予定されている月額の報酬を聞いているわけではなくて報酬額全体費等についていくらになるのか聞いているのです。そんなこと私聞いていませんから。報酬額等について聞いているのです。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　今試算している部分では共済費など全てを入れて678万5836円ですか。俗にいう福利厚生費を入れてということです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。
○３番（小笠原直治君）　そうするとこの中には通勤、住宅手当が更に加わるのですね。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。
○教育次長（永桶憲義君）　いえ、全て含んでの金額です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。
○３番（小笠原直治君）　はい、了解しました。全て含んでの600、

（理事者側協議）

○３番（小笠原直治君）　含んでないでしょ。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。
○教育次長（永桶憲義君）　住宅費を除いて先ほどの金額となります。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。
○３番（小笠原直治君）　通勤費は。入っているのこれに。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。
○教育次長（永桶憲義君）　はい。こちら通勤費も今の段階では試算されていませんが、一応一番遠い部分の中で、あ、費用弁償として８万5200円という形で積算されています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。
○３番（小笠原直治君）　そうすると大体総額的にいけば、総務省の言っている

上限650万の特別交付税内で収まるという中身でよろしいですね。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　特別交付税の算定には先ほど福利厚生費の部分は見られないので、実際に報酬とされるものと手当の部分だけの約570万くらいが多分該当経費となって算定されると思われます。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　それでお伺いしたいのはフルタイムにすると会計年度の報酬費等は、金額はいくらになりますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　ちょっと今この42万2080円が。失礼しました、52万7600円です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　いや私ね、なんでこんなことを聞くのかってね不思議に思っている方がいると思いますけれども、実は総務省が言っているのはフルが基本なのですね。その時パートタイム会計年度任用する時にはフルタイムの場合に比してよりどうなってその水準方式ができたのかっていうことを議会に地域住民に説明をしなさいということが総務省から出ている。１回も説明されていませんよ。その点どうなのですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　一応今住民という部分になりますと、ちょっとそういった機会はなく周知をしてやったものですが、議員さん皆さんについては昨年７月15日に基本的な考え方をご説明させていただいたということは理解していただけている部分かなと思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　そんな適当なこと言わないで、７月の資料を見せるか。どんなこと書いてある。そういうこと言ったらダメだよあなた。７月にそんな説明なんてないですよ。しっかりと議会で説明しなさいって総務省が言っているのだから。我々にその７月15日以降何の説明もありませんよ。無いんだから無いんだ。なんぼ手を挙げたってしょうもないぞ、何か答えるのか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　全体像はきちんと説明した上でご意見も確認した上で募集をさせていただいたという経過をとれば、決して違ったことを行ったという認識ではありませんので、そちらに関して考え方がズレていれば申し訳ございません。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　ここ何回もやってもしょうがないですが、７月15日に私たちが説明したみたく７月18日ネットで流した中身は違いますよ。そうですね７月15日分とあなた方が７月18日に流した内容、我々に説明した中身とは違いますよ。これが７月18日ですよ配ったやつ。我々はこれを見ていませんよ。いやいいですよ。出してないんだからしょうない。いやいや町長いいって。これ教育部局だから後からゆっくり、時間がないので。

それで私が言いたいのはフルタイムが基本であってパートにしたということは、パートにしても十分に成果を上げて定住化を図っていけるという理解でよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　以前に説明したとおりに、その目的をもってこのプロジェクトマネージャーを採用させていただくことが本質です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　わかりました。総務省がフルタイムと言ってもわが町は４日間で十分できるということですから。

はい、次に行きます。２番目に入ります。いいですね２番目に。

○教育次長（永桶憲義君）　ちょっとすみません。私聞き違いしているところが、

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　お子さんたちとかそういうものの定住化ではなくてこの方の定住化ということですか。今ご質問された。ちょっと私聞き取れなかったのですけど。すみません。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　定住移住化の今プロジェクトやっている時にどちら様ですかっていうことじゃないしょあんた。定住移住化に向けて４日間で十分ですねと。５日間は総務省はフルタイムで提示しているのだけれども、安平町は４日間で十分ですっていうことを確認しているだけですよ。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育長。

○教育長（種田直章君）　小笠原議員さんが今おっしゃっているのは定住化を目的としてこの地域プロジェクトマネージャーを置いているかのように聞こえるのですが、７月15日の全員協議会の折にお渡しした資料の中にプロジェクトの概要ということで６点挙げていますが、直接的な職務内容として定住化を目的とすることを掲げているわけではありません。確かに学校を核とした地域づくりであるとか社会に開かれた教育課程の中での任用になりますから、最終的にはそこに繋がることがあったとしてもそれ自体を目的としているということは書いていません。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　いやいやこの中にきちんと書いていますよ。これネットにも出ています。これらの活動をした公教育を実現し生涯学習、生涯教育の推進と実践そのものであり、交流人口、定住化人口の増加をもたらすものであるとプロジェクトの目的が書いてあるのですよ。そうでしょ、それでい

いでしょお互いの認識は。行きますよ。時間がないので。
　次、学校運営協議会と地域学校協働本部の相違点について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。
○教育次長（永桶憲義君）　初めに安平町では平成25年度追分小学校をモデルケースとして学校運営協議会を始め、平成26年度は町内全小学校、平成27年度全中学校に導入しました。学校運営協議会の設置当時は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で一つの学校に一学校運営協議会を設置指定をする考え方でしたが現在は置くように努めるといった表現に変わっています。また、２つ以上の学校の運営に関し相互に密接な関係を図る場合は２つ以上の学校について１つの協議会を置くことができるとなっています。
　主な役割としては校長が作成する学校運営の基本方針を承認する学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができる。教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べることができるとなっています。過去には保護者や地域住民の意見を自治体の教育行政に反映させる仕組みは教育委員会制度しかありませんでしたので、その点を役割として持ち、学校や教育委員会に直接意見を述べる会であると説明するのがわかりやすいと思いますが、保護者や地域住民が直接学校運営や教育活動について協議し意見を述べる合議体としての組織となります。
　次に地域学校協働本部ですが、学校運営協議会の立ち上げが早かった本町ですが現在のところ地域学校協働本部は設置していません。こちらの体制は先ほどの学校運営協議会の法令と違い社会教育法に基づき教育委員会が地域学校協働活動を提供するにあたって地域住民と学校連携協力体制の整備が求められ、その役割を担うのが地域学校協働本部として位置づけられています。実際には地域とのコーディネート機能や多様な活動そして継続的な活動となっています。要するに学校運営協議会が審議、熟議をする会となって活動や協働を行っていく役割を持ちながら全体的には地域学校協働本部が地域学校協働活動を行っていく関係性となっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。
○３番（小笠原直治君）　それではもう１回確認しますが、地域学校協働本部とは幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指し地域と学校が連携協働して行う様々な活動である地域学校協働活動を効果的に継続的に行う組織であると。一方、学校運営協議会は会議体というか校長の基本方針に基づいてしっ

かりと委員がその方針に基づいて協議をしていく部分であって、人間で言うと頭脳的な役割が学校運営協議会。協働本部は実働部隊の体になるという認識でよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。
○教育次長（永桶憲義君）　そのご説明のとおりだと思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。
○３番（小笠原直治君）　それでは活動本部にどうしても必要な部分がありまして、地域学校協働活動推進員はどのような方に委嘱をしていくのが伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。
○教育次長（永桶憲義君）　現時点でどのような方っていうところを明確に判断しているわけではありませんが、早来地区、追分地区と学校は分かれていますが一応地区に２名ずつぐらいの体制で確保して、そこが今までですと例えば何かしら役職の付いているような方とか、そういった選択をする部分もあるのですが。やはりそこら辺のコーディネートができるような方をピックアップした上で地域との結びつきをできればいいのかなと思っています。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育長。
○教育長（種田直章君）　若干スケジュール感についても補足したいと思うのですが、令和５年度中の地域学校協働本部の立ち上げを目指していますが、多分という言い方も失礼ですけど10月以降ぐらいの立ち上げになるのかなと思っています。ですから推進員を４月からすぐに配置できることではなく地域プロジェクトマネージャーによって育成してもらうということも一つの業務の中に入っていますので、その合計４名の方をまず育成してもらって、その後任命した上で実際に学校運営協議会の方に２名ずつ配置したりとか、そういう動きになっていくということを想定していますのでご理解ください。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　私は教育長が言っているように任命ではありませんよこれ。委嘱ですよ。

○教育長（種田直章君）　そうですね。はい。

○３番（小笠原直治君）　全く違いますからね、任命と委嘱は。それで私はタイムスケジュール的にこれから準備をして10月を目途にして本部というのはある程度やっていきたいという考えであるのですが、私はちょっと何をしていたのかなと思ってね。去年の７月に案を出して７月18日先ほどの見せた中身についてネット含めて全部に出していて４月１日から始まるのですよ。その時は既に準備をしなければならないし。それから文科省で言っているのは、推進員はどのような方ってことについてはそれほど深くロックをしていませんよ。熱意がある方を、やりたいってことであればよろしいということで、何の免許だとか何かを持っていなければならないとかということに縛っているわけではないですよ。やっぱり問題は、やるんだと、働くんだと、共にっていう人たちが集まって委嘱をしてくださいっていうことになっていますから。そこ辺りはしっかりと早急にやっていただきたいと思いますし、ただ４名っていうのは、どうも気になるのは地域活動推進員はいわゆる報酬がないですね、報酬がないのですから。やっぱり色んな形の分野の人がいると思います。何が得意な、大工さんが得意な人がとか、いわゆる勉強を教えることが得意ですとか色んな方々がいるのです。そういう人たちは集めなければならないですからなぜ４名に絞るのかということは、どうも私ねもっと前広に前広にたくさんの人を募集して学校を軸にして地域づくりをしましょうということをやるのが筋であって、そもそもこれ地域学校協働本部っていうのは安平町の教育の向上及び地域の活性化を図るためにやることでしょ、学校のことではないですよ。学校の運営ではありませんよ。学校を核とした地域の教育力と地域の人たちがどうやって学校をサポートしていくのかっていう体制を作ることですから、そこ辺りを踏まえてもう一回しっかり任命的な数含めて推進員含めてしっかりとやっていただきたいと思います。まぁまぁ教育長が２名で４名でいいっていうならしょうがないですけどね。そこを幅広くやっていただきたいのですがいかがですか。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育長。

○教育長（種田直章君）　先ほど次長が前段で２名ずつ追分と早来にっていう説明がありましたが、実際には７月15日の全員協議会では４名以上という数字は示しているのですよね。それは理想だと思います。実際に今ブリッジ人材として地域プロジェクトマネージャーを外部から呼ぶこと自体がそもそもですが、今安平町の中にそういう人材がなかなか見当たらないということもあ

って当然こういう制度を活用することを考えたわけですから。今仮に推進員４名以上、理想は４名以上ですけれども、仮に最低でも４名置きたいとなった時にその推進員がなかなか今見当たらないのかなと。それで先ほど育成と任命という言葉は間違っていましたが､確かにこれ組織ではありませんので、所在地とか組織を表すものではありませんので本部とはいえ委嘱という形で当然なるのですが、この４名をまず育成していくことが一番の大事なところかなと。ですから仮にこれ最大限で３年間地域プロジェクトマネージャーの勤務が終わった後には、できれば理想はその推進員４名の中から後継者として安平町でまた活用していきたいという思いもありますので、その辺りもちょっとスケジュール感としてご理解いただけたらありがたいなと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　この地域プロジェクトマネージャーを庁舎内に配置するところはイメージできやすいかなと思うのですが、私も教育委員会でコミュニティスクールを導入した時に課題だったのが実働部隊をどうしていくか。また、それをコーディネートするところが核であって、そこを重要な位置づけであるけれどもそこが例えば１、２年うまくいってもその方が負担感で辞めてしまったらまた元に戻ってしまうということがあってはならないというところでそこは非常に肝だったのです。しかも学校運営協議会の中でもやってきましたが地域とどうやってつながっていくか。更には民間の企業、事業者といったところのマンパワーもお願いをして協力していただきながら様々な教育活動を実施をしていくコーディネート役ですから。当然推進員さんも重要なのですがＬＰＭと位置づけしている地域プロジェクトマネージャーが町のそういった教育の教育力、まさしく人ですね、また企業。そういったところをつなぎ合わせていくところが今回のこの中のポイントだと思っていますので。２名が少ない４名だったらどうだという以前にそういったところを最大限町の力を結集していく。そこに今回の取り組みの重要なところがあるということですので補足させていただきます。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　そうなのですよ、町長が言ったとおり。地域マネージャー井内氏がやることは橋渡しですから、自らが行って自らが集めてこうやってくださいってやるのですよ。必然的にそれは推進員になっていくのですよ、なっていただかなければならないのですよ推進員に、それは必然的に。それで私が言いたいのは文科省が言っているのは推進員になる人にはきちん

と具体的な業務の内容や遵守すべき事業を明確にした上で活動の推進主体である教育委員会が責任をもって依頼するという委嘱行為が前提していますね。教育委員会が。それで地域学校協働活動は具体的にどのような事業を今のところイメージをしていますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　どのような事業と具体的に全て挙げるというわけではないですが、重要プロジェクトとして着実に成果をあげる体制としては以前議員各位への全員協議会の説明同様、既存の組織だとか第２次安平町総合計画に掲げるまちづくりの将来像の実現に向けた重要プロジェクト等の部分が当てはまるところで、専門的な知識や経験を活用して現状把握を行っていくことで問題解決に結び付けていく役割となると思います。担っていただく職務でいくと子育て分野の関連するプロジェクトへの参加は主な点になりますが、少子高齢化の部分でまちづくりコミュニティ分野への参加。直接的には関わらなくとも移住対策の魅力化づくりとしての参画や地域と結びつく上で高齢者との接点を生むことで福祉部門への参画。全て具体的なメニューを決めて取り組むのではなく地域学校協働本部の立ち上げといった優先順位の項目はありますが、そこから実態分析のうえ単発の問題解決とならない進め方をしたいという考え方です。

目指すところは社会に開かれた教育課程、学校を核とした地域づくりと人づくりを行う上で地域の力も借りながら進める場面や、学校の活動を活性化することで地域を作る取り組みに結び付ける役割が成果として求められるところで、一見ＬＰＭの活動を教育、学校だけの活動と解釈されているかもしれませんが、これらの取り組みはボーダーレス的な参画を行わない限り達成できないこともありますので個人的に成果を求めるわけではなく、地域課題の解決の視点でチームの一員として町が解決していくことを提案したいと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　次長言っているのは、何言っているのそれ。次の私の質問の中身でプロジェクトチームの構成メンバーについて特に私は答えを求めようと思っている時に訳わからなくて。ちょっと教育長どこ何を言っているのかわからないので。

私が言っているのは具体的に推進員を委嘱する時にはこういう事業をきちんと行っていただきますよってことを文科省がきちんとやりなさいっていう

ことを書かれているのですね。それは教育長わかっていますね、文科省の中に。例えばと書かれていて放課後、土曜日の学習支援体験活動など地域住民と学校による参加協働様々な機会、いわゆる色んな公園を学校の校庭を花植えたり色んなことをしなさいっていうことをきちんと推進員に説明をしてくださいねっていうことを文科省で言っているのは、そのことはお互いに認識できますね。はい。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育長。

○教育長（種田直章君）　おっしゃるとおりです。文科省から出ているものの実際の構造図なんか見てみたらわかりますが、各種本当に様々な団体とも連携において進めていかなければならないことだと認識しています。

先ほど支援という言葉をお使いになられましたが、今回の地域学校協働活動の考え方は学校と地域がそれぞれパートナーとしてということでもありますし、あと今までどちらかというと学校は地域に対して支援を求めるような考え方でしたが、そうではなくてあくまでもこれは本当に対等な関係にあるということで進めていく必要があると思っています。ちょっと具体的な話をさせていただきますと、これまだ事務局の中でも具体についてきちんと話し合ってない部分も一部含まれますが。例えば今追分地区のエントランスにおいてあびら教育プランのワクワク研究所だったりアビラトークスだったり取り組みが行われていますが、ちょっと早来地区の子どもたちがそこに参加するには地理的にちょっと遠いところがあります。できればせっかく早来学園という空間ができましたので、それを有効に活用しながら例えば放課後児童クラブや何かの活動の中にあびら教育プランの一部を取り入れて様々な活動を行うことによって安平町内の追分早来に関わらず全ての子どもたちがそういう活動に参加できるような環境を整えてやることが一番子どもたちにとってはありがたいことなのかなと私は考えています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　子どもたちも色んな保護者も含めて色んなニーズがあると思います。例えばやっぱり学習支援をしてほしいと、学校の勉強についていけないから土曜日に勉強を教えてくださいとかって色んなニーズがあってたくさんの部分があるから教育長もそれを取り入れて、保護者の皆さん方あるいは地域の皆さん方もこんなことをしてくれっていうことについては十分取り入れてやっていただきたいなと思います。

それで３番目に入ります。重要プロジェクトの着実な成果を上げるために

はプロジェクトチームを作ることができますよと総務省が言っていますね。作らなくてもいいですよと。しかし、ウチは作ると言ったのですから具体的なチーム構成とどういう形のメンバーでやるのかお聞きします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　申し訳ありません、私先ほどこれを全て話してしまいましたので。要するに総合計画などに書かれている内容の体制とかが基本となって各分野の子育て分野があり、また少子高齢化で人づくりのコミュニティ分野だとか、また移住政策の部分に対してはそこの魅力化づくりへの参画。更には地域と結びつく上で高齢者との接点を生むことの福祉分野での参画など、そういった点の部分で確かに地域学校協働本部の立ち上げというのが一つの核として生まれてきますけれども、

○３番（小笠原直治君）　議長。

○教育次長（永桶憲義君）　はい。

○３番（小笠原直治君）　すみません、ちょっと。

○教育次長（永桶憲義君）　同じことなのです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　私ね、ぐだぐだ言っても困るのです。作るか作らないかってことなの。当面作らないとかいずれ作るとかそれを聞いているのです。どうなのですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　各分野で今既存のかなりそういったプロジェクトチームは作っていますので、そこに参画するといったイメージの方が現実的な括りになるのかなと思います。ですから確かに問題を掘り起こしていく中で一つそこにこういった核で作った方がいいと思った場合には作りますけれど、今の段階では既存のものという考え方で全員協議会の時もお話させていただいていることです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　いや全員協議会では作るって言っているよ。作らないのでしょ、いいのですね、当面は作らないんでしょ。それでいいですね。

それで先ほどちょっと気になることを次長が言ったので、いわゆるプロジェクトは個人の成果を求めるわけではなく地域課題の視点で取り組んで町が解決していくと言っているけれども、これは違いますからね。総務省は明確に任用期間中にはプロジェクトマネージャーは成果を上げなさいと言っているのだから。そこはしっかりと掴んでおいてくださいよ。これだけの高いお金を貰ってやるのですから。週４日で600万なんぼ貰えるところなんてないですからなかなか。そこも含めて成果を上げるってことだけはしっかり認識をしていただきたいと思います。

それでは４番目に入ります。議長私は４番目地域マネージャーの推進事業について１から４掲げていますが、一括して質問して一括で答弁貰いたいと思いますがよろしいですか。

○議長（多田政拓君）　どうぞ。

○３番（小笠原直治君）　はい。それでは推進事業について４つに分けてお伺いします。

１つ、学校運営協議会の活性化として地域住民より強く関わる体制へとあるが、現状と克服しなければならない課題と体制強化に向けての具体策について。

２つ目、子どもたちの意見が当たり前に聞かれ、反映される町とあるが、現状の実態を明確にし、具体的に何を反映させるのか。

３つ目、教員の働き方改革で教師が授業で勝負できる環境へとあるが、実態と課題を明確にし、克服しなければならない働き方改革の具体的な取り組みについて。

４つ目、未就学の領域などの独自の推進課題の設定を可能とするとあるが、設定を可能にしなければならない課題についてどうなのか４つについて伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　それではまず①ですが、これは全ての項目で言えることですが全ての課題と解決策については具体的なことを全て理解し対応を始めるものではないので、この質問に関しても見えていない部分の課題ややり方はあると思いますが合議内容が実働につなげていけるように進めていきたいと思っています。具体的という部分ですが表現できる部分はあくまでも私の経験値の範囲となりますが、課題としては全国的にも早々に組織化した学校運営協議会は当初保護者や地域代表として組織化した方々への制度の理解や協力はとても機能していまして先ほど学校運営協議会は熟議をする合議

体として説明しましたが、どの地区の協議会も学校の取り組みに意見を投げかけながら地域学校協働本部として説明していたような実働部分に関しても一部ではありますが積極的に行動を構築していただいた経過があります。しかし、それが年を追うごとにその委員さんだけへの依存に変わり事実上委員の刷新とならず、協力していただいている方の固定化や高齢化そして活動協力が厳しくなってしまったことなどがどの地域にも同様の課題となって参りました。更に震災やコロナの状況が地域との結びつきと同様に保護者との関係性も遠ざかってしまっていることが追い打ちをかけている状況です。現在小中一貫教育を推進する上で追分地区も早来地区も小中合同の組織体に変更し委員も刷新はしていますが、この再生を立ち上げた当時より保護者の数が減少していることや世の中の定年制の延長で時間に余裕のある方の減少、地域の高齢化は結局教育分野だけで解決できない町全体の問題であることが要因ですので学校運営協議会の見直し及び地域学校協働本部の立ち上げが必要と感じているものです。

次のものも同様ですがＣＦＣＩ子どもにやさしいまちづくり実践自治体として子どもの権利を確保していくと、その基本姿勢のことで今後それを明確にしていくことが趣旨です。他の市町でも子どもの話を聞くと混乱するだけといったご意見が子ども議会を立ち上げた自治体の議会などからはあったと聞き私個人としても難しさを想像しますが、子ども発想が決して行政の役に立たないということもできませんし、大きなことを生む可能性も秘めていることと考えています。例えば本当に危険と感じることへの意見はむしろ多いかもしれませんので、この点については正直どのような形にしていこうかと考えている内容の一つです。学校建設の場でお子さんの参加によって返答に困るような意見もありましたが、初めからダメとか無理とかという前に私たちもただお金がないからの答えではなく安全性に問題があるとか法律上何でも建てられないとかの根拠をわかりやすく説明する学びの場になっていることはお互い言えることではないかと思い、時にはアイデアの採用もあったと思います。この点は今後煮詰めた対応ができる町を目指します。

次の問題も私が明確に答えるものとはならない部分がありますが、全国的に言われる教師の多忙な業務の内訳には地域性がいくらかあることは同様ですが、本町のような小規模の中学校では特に部活動の受け持ちなど先生の数が減る中で特殊な技能を持った先生は限られていてスポーツ部、文化部問わずに経験したことのある先生はほとんどいない中 で顧問を受け持ちながら授業の準備や公務文章等の業務に当たらなければならないなどの負担が特に大きなものです。

最後に４番目ですが、これまでのご質問項目以上に当初イメージする内容はございません。当然今までに分析したものが全て問題解決とは限りませんので、これまで説明した取り組みを行っていく上で未就学領域から取り組んでいくことが効果的と考える点に手が伸びた対応もあり得るとするもので

す。現在も本町では幼小連携の取り組みは行われていて民間と公立との違う面はありますが、町の取り組む事業にはこども園では理解を示していただいていることを活用し町が独自で行っているあびら教育プランの遊育推進事業で行っているような非認知能力の育成への支援など、私が結果を述べるものではなく広い意味で教育の質が上がる取り組みとなれば良いと考えています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　３番目で働き方改革教員の、私が答えるものではありませんと言うから違う人答えてください。答えられない人が答えてもどうもならないでしょ。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育長。

○教育長（種田直章君）　私も色々な自治体で教員を実際にしてきましたので、安平町に関して言うと家庭や地域の教育力が高いこともありまして比較的本務に専念できる環境が整った学校が安平町の特色ではあると思います。ただ、そう言いつつも今保護者からの学校に対する色々な相談であったりとかそれを超えるようなレベルの内容のこともあって、実際にはそれへの対応に時間が割かれて本来の業務である例えば授業の準備であるとか、研究であるとかそういうことがなかなかできていない実態もあります。

もう一つ言えるのは、例えば昨年度もそうですが早来小学校が道教委の指定を受けて時間外勤務の解消に向けて色々な取り組みがあったわけですが、例えば部活動が行われていない小学校においてさえ管理職の考え方がきちんと末端まで伝わっていなくて一般教員がなかなか勤務時間がかなり過ぎても帰宅しようとしない現状を解消していくような必要があるのかなと思っています。

もう一つ一番大きいのは今後取り組まなければならないと思っている部分で言うと、公務支援システムの導入によって先生方の業務を少しでも簡素化していきたい考え方はあります。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　②についても同様に、明確に答えるものではないと言われていたので。それは私の方から説明させていただきます。③だけではな

く②も同じこと言いましたので。ここについてはＣＦＣＩ子どもにやさしいまちづくりの実践自治体ということで、総合計画の中でも仮称でありますが子ども教育環境条例と言ったものを作ることによって子どもの権利を確保していく。そして子どもが意見を言いやすい環境、そしてそれをどうやったら行政に教育環境に具体的に反映させていくのかというご質問ですが、例えば令和３年10月に行ってきた総合学習、これ馬学習の中であびらチャンネルの中でも放映をしていただきましたが約13回にわたって授業を行って、子どもたちからまさしくこの議場において政策提言、教育長と私にございました。例えば馬の町をＰＲしてもっと色んな方に来てもらいたいと。その中で例えば部活動に馬の初級、中級、上級の乗馬クラブを作る。また空き教室を使って馬の歴史をわかるようなミニ博物館みたいなもの。更にテレビＣＭを使ってもっとＰＲすべきではないかと。また、こども園のように新しい学校でも馬の飼育をしてほしい。また引馬であったりこども園のようにポニーであったり、馬のグッズを作ったり、道の駅では馬ソフトを作ってそれをインスタで上げるなどなど様々な提案をいただいて、そして一部そういったものについては、これからの施策の中に反映させていきますというようなやり取りもありました。これほんの一例でありますが、そういった機会をきちんと作っていくことが重要だと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　議長にお願いします。私は議長の名において質問を出して答弁を貰うという形でやろうとしている時に答えられない責任ないっていう人が答えるということに極めて私を愚弄しているとしか思えません。答えられない人が答えたって私が聞いたって何も意味がありませんから、そこはしっかりと言葉に気を付けてください。いやいや俺議長に言っているの俺。皆さんに言っているのではなくて、議長それはきちんと議会として受け止めてくださいっていうことを議長にお願いしているのです。はい。

それで今説明があったのですが、時間の関係上あるのですが、ただ私は一番は学校運営協議会が本当に先ほど次長の話している流れと本当に各学校の委員と学校長が学校運営に対する能力が無いのかなと思っているのです。高齢化になってなかなかうまくいっていないという言い方をしていましたが、私は次長が全ての学校の委員になっていて自分でどうやってきちんと改善しなかったのか、極めて私は不信に思っています。そんな意味では教育長ね、道教委にＣＳマイスターっていますよね。それを活用してくださいと道教委が言っているのです。なかなか厳しくなった時にはやってくださいっていうことですから。もし今後そうなった時には道教委を通じてＣＳマイスターを入れてしっかりと学校運営協議会をしっかり、次長の話では高齢化になって

なかなかあれだって言っていますから立て直しに向けて学校運営協議会がしっかりしなかったら活動本部もしっかりなりませんから、そこ辺りしっかりとてこ入れなど考えていただきたいなと思います。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育長。

○教育長（種田直章君）　まず先ほどの部分に一回戻らせていただきますけども、小笠原議員さんを愚弄するとかそういうそもそも気持ちはありませんし、永桶教育次長が答弁している内容については当然私も町長もそこ目を通して決裁取った形で答えさせていただきますので、ただ謙虚な思いをちょっとこう入れる意味で、

○３番（小笠原直治君）　詭弁だそれ。

○教育長（種田直章君）　いえいえ、決してそうではありませんので、そこはお願いします。

　あと北海道のコミュニティスクールマイスターについては当然私も教育次長もそうですが、一緒に研修等を受けに行ったりして特に元々函館市の教育委員やられていた実名はあえて挙げませんけれども色々資料とか直接な教えを受けて今進めている実態もあります。それから私は元々安平町に一番最初にコミュニティスクール、当時はまだ地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正になっていない時期でしたので指定という言葉使われていましたが、その当時追分小学校の校長をしておりましたので平成25年にコミュニティスクールとしての指定を受けたのですが、その後長い時間が経てばなかなか形骸化という言葉は避けるべきかもしれませんが、それにつながる可能性もあることもあって令和２年の９月から定例校長会議で集まっていただいた折にその後会議が終わってから校長先生方に残っていただいてどうだろうと、実際に実態としてどうなのだっていうお話を色々聞いてきました。それを改善に向けて結び付けてきたこともあります。それは例えばですが小中がそれぞれ単独で設置するのではなく、小中合同で設置した方がよいというある校長先生の意見を踏まえて追分地区においても早来地区においても小中一貫教育を進めているのでコミュニティスクールも一体化したというような流れもありましたが、例えば色んな校長先生方の意見も聞いてきましたし、その後も個別な部分も含めて校長先生の意見も聞いてきましたけれども、当然それを今後の地域学校協働本部の部分と学校運営協議会を一体化させる形できちんとした活動に結び付けていきたいという思いはありますので、ご理解いただきたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君）　町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君）　手短にします。自分が町長になる前に教育次長でコミスクを全てに導入していて全てに参加して、すごい数だったのですね。今小中一貫教育という中で小中がそれぞれ両地区が一つ一つ。こども園、追分高校と５つになるわけですね。ＣＳマイスターの初代、我々の豊島前教育長がＣＳマイスターだったのです。ですから我々の取り組みが全道の全国の見本として取り組んできたことですから、ですからそこが何か形骸化しているかというのは教育長が申し上げたのは震災とかコロナ禍においてなかなか対面で、色んな行事が取り組みができない状況があったこの４年間５年間だったことは十分ご理解いただきたいと思います。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　教育長、町長が言っていることについて私は時間がないので反論はしませんが、これについてはコロナもありますが学校運営委員会の見直しって先ほど言っていますから、本当に学校運営委員会がダメなのかなと思って私は聞いただけであります。

それで教育長ね、先生の働き方改革っていうのは具体的に安平小中学校で具体的に何が一番働き方改革をしなければならない課題って、何ですか。それでどれだけの先生が時間外の仕事をしているのですか。それで課題別を恐らく文科省がきちんと出ていますね。学校ができるもの、学校外の先生しないもの、学校でやらなければならないけれども先生以外はできる、３つに棲み分けしてやっています。だからその中でもし具体的に今時間ありませんから急に言われて何がって思われますので、後からしっかりとこの安平町の教職員の働き方がここが矛盾でここが直さなければならないっていうことは別途説明を求めますから。後からこの問題についてよろしくお願いします。

５番目に入ります。時間がないので急ぎますが地域プロジェクトマネージャーの導入は最重要課題、子育て教育への対応であり、プロジェクトの目的はこれは活動が定住人口の増加をもたらすものであると。その根拠と令和５年度に実施する事業、予算額、成果をあげる定住者数を伺います。それで時間がないので簡潔に、簡潔にお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君）　ご質問あった件にお答えします。この質問の内容は大きく分けると次の３つに整理できると思います。１つ目に定住人口の増加の考え方とその取り組みの根拠。２つ目に令和５年度の実施事業とその

予算額。３つ目に定住者目標数という流れでお答えさせていただきます。

それでは１つ目の定住人口の増加の考え方とその取り組みの根拠という点についてですが、この定住人口の増加という表現をわかりやすく申し上げますと、それは安平町の人口推移の見通しのことになろうかと思います。この安平町の人口推移の見通しについては令和２年12月に策定された第２期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略において人口ビジョンという形で現状分析がなされています。その中の将来展望人口の推計等の項目において安平町の将来人口を展望するための基本的な考え方等が詳しく示されているところですが、その内容を簡潔に申しますと安平町の将来人口が我が国が直面している人口減少社会等の影響を受けて右肩下がりになっていくという推計見通しとなりました。その中で安平町の人口減少カーブを抑えていくためには当町が過去に人口維持を実現した実績やその潜在能力を活かしながら改めて戦略的な対策にチャレンジするものとした考え方が示されています。

次に安平町の将来人口の推計見通しを実現させるためにどのような取り組みを展開していくかという考え方、つまり取り組みの根拠についてご説明します。この根拠になる考え方については平成29年３月に策定された第２次安平町総合計画基本構想第６節の２目指すべきまちづくりの方向性の実現に向けた最も優れた町の強み、優先すべき分野の検討において子育て教育を最も優れた町の強みを持つ政策分野と設定し、この優先するべき政策分野の成長によってその効果が発揮される分野として移住定住対策と回遊交流促進が設定されています。こうした優先順位が設定されたことにより、これをイメージする明確なまちづくりの将来像の姿として子育て教育の町のＰＲとともに回遊交流施策を通じて安平町の知名度の向上とイメージアップを図り最終的に移住定住に結び付けると明記しているところであり、ここで示されている内容がこの度の地域プロジェクトマネージャーの導入推進にあたっての取り組みの根拠の一つになるものと認識しています。

次に２つ目の令和５年度の実施事業とその予算額についてお答えします。定住促進事業という名称で令和５年度の当初予算案の説明欄に記載させていただいている内容で説明しますと、事業費の金額は5339万円を計上しています。その主な内訳については安平町定住促進条例に基づく結婚祝い金等の各種助成金960万6000円、民間賃貸共同住宅建設等支援事業助成金1200万円、安平移住暮らし推進協議会交付金1008万7000円、長期優良住宅建設助成金660万円となっています。

最後に３つ目に成果をあげる定住者目標数についてお答えします。まずご質問がありました定住者目標数に一致する設定項目が無いことから、ここでは類似する設定項目を用いてご説明させていただきます。その内容はこの後ご審議いただく安平町総合計画後期基本計画の政策分野５の基本政策の成果目標として設定している内容になりますが、そこでは２つの主要項目を設定しているところであり、１つは子育て世帯の転入数でその令和８年度の目標

値は累計24世帯64人、年当たり６世帯16人の設定となっています。もう一つの指標目標は町外に移住する町内企業従業員の移住定住数となっており、はい、町外に居住する町内企業従業員の移住定住数となっており、その令和８年度の目標値は累計８人の設定となっています。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　私時間がありませんから。全く私の質問に答えていません。こんなことわかっていますよ俺。総合計画で全部説明受けているのですから。予算も。私が言ったプロジェクトチーム、地域プロジェクトマネージャーが推進する事業の予算はどのぐらいですかってことを聞いているのですよ、活動する。こんな総合計画の今年の予算額、定住化条例だとか色々な民間とかこんなもの地域プロジェクトマネージャーと全く関係ないでしょ、ずっと出ているんだから。私が言っているのは地域プロジェクトマネージャーがやろうとしている推進する事業費についてどのように予算計上しているのですかってことを聞いて、中身的に具体的な内容をあなた方が出してる、やることを、きちんと。これに基づいて業務内容を協議と書いてあるのです、やることを全部。私このことを聞いているのです。そんな総合計画で説明受けて、私受けていますよ、だから実態的な実績も受けて聞いていますよ。でもマネージャーとしてどれだけの今年度いわゆる３年間の間にどれだけの地域マネージャーの力によって目標を立てて何人いくかっていうことを聞いているだけであって、総合計画基本計画の私は聞いているわけではない。それ聞いているのですから。なんぼ頭の悪い私でも１回聞いたらわかりますからね。そんな意味ではしっかりと議長、時間ないですからお願いですけど私の質問に対して明確な答えをしていただきますよう議長にお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（多田政拓君）　以上をもちまして小笠原直治議員の一般質問を終わります。以上をもちまして本定例会に通告された一般質問は全て終了しました。ここで３時15分まで休憩します。

休憩　午後　３時 00 分

再開　午後　３時 15 分

○議長（多田政拓君）　休憩を解いて会議を始めます。

◎　日程第２　議案第８号

○議長（多田政拓君）　日程第２、議案第８号**第２次安平町総合計画後期基本計画の策定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　よろしいですか。政策推進課長。
○政策推進課長（渡邊匡人君）　申し訳ありませんでした。
議案第８号朗読

議案第８号

第２次安平町総合計画後期基本計画の策定について

第２次安平町総合計画後期基本計画を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和５年３月９日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
安平町まちづくり基本条例第23条の規定に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため策定する第２次安平町総合計画後期基本計画について、安平町議会基本条例第３条の規定により提案するものである。

引き続き提案の補足説明を致します。前回２月27日開催の議会全員協議会を踏まえた修正点はありません。次に今定例会初日にお配りしています第２次安平町総合計画後期基本計画の答申についてご用意いただければと思います。こちらは計画策定審議会である安平町未来創生委員会から３月３日に委員長から町長へ計画案とともに手渡されたものになります。これまでの経過として令和４年７月15日開催の委員会において町長から委員会に対して計画策定に関する諮問を行っています。その後４回にわたり活発な議論のもと委

員の皆さんから多くのご意見をいただきながら後期基本計画案を取りまとめいただき、３月３日に委員長から町長へ計画案とともに手渡されたものとなっています。提出いただきました内容については省略とさせていただきます。

以上、第２次安平町総合計画後期基本計画の策定についての説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君）　ご苦労様です。只今提案説明が終わりました。議案第８号の審議に入りますが、さきの議会運営副委員長の報告にありましたとおり、本計画の内容については２度の全員協議会において説明を受け既に内容確認済みの計画です。よって質疑を省略し、直ちに討論、採決を行いたいと思いますがこれに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。それでは討論を行います。本案に対し反対の方の発言を許します。意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　討論なしと認めます。これから議案第８号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって議案第８号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第３～４　議案第９～10号

○議長（多田政拓君）　日程第３、議案第９号**安平町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について**。

日程第４、議案第10号**安平町情報公開個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定について**の２件を議案は関連がありますので一括して議題とします。提案説明を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　総務課長。
○総務課長（木林直樹君）　議案第９号及び10号朗読

議案第９号

安平町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

安平町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和５年３月９日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が一部改正され、官民における個人情報保護制度が一本化されることに伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

議案第10号

安平町情報公開・個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定について

安平町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年安平町条例第13号）の全部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年３月９日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が一部変更されたことに伴い、安平町情報公開・個人情報保護審査会条例の内容を改めるため、この条例の制定について、提案するものである。

議案第９号安平町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び議案第10号安平町情報公開個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定についてを一括して提案説明をします。

初めに条例制定の趣旨ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布によりまして、個人情報の保護に関する法律が一部改正され国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体における個人情報保護制度が一本化されることに伴い、必要な事項を定めるため、それぞれの条例を制定するものです。

続きまして条例の内容ですが、まず議案第９号安平町個人情報の保護に関する法律施行条例からご説明しますので議案裏面をご覧ください。

第１条は条例の趣旨として、個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を定めるものです。

第２条はこの条例における用語の定義として、第１項はこの条例で使用する用語については個人情報保護法及び個人情報保護法施行令で使用する用語の例によることを定めるもので、第２項では実施機関を規定するものです。

第３条は自己情報の開示請求手続きにおいて、その開示請求書には法第77条第１項各号に掲げる事項のほか規則に定める事項を記載する旨規定するものです。

第４条は保有個人情報の開示請求があった際の開示決定等の期限を定めるもので、第１項では法で30日以内と定められている開示決定等の期限を現行条例との均衡及び利用者の利便性等を考慮し14日以内とするもので、第２項では事務処理上の困難その他正当な理由がある時の延長期限を30日以内とし最長で44日以内に開示決定するものです。

第５条は開示決定等の期限に関する特例として、開示請求にかかる保有個人情報が著しく大量で前条第２項に規定する延長期限の44日以内に全ての開示決定等を行うことによって事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、保有個人情報の一部を44日以内に開示決定等を行い残りの情報等については相当の期間に開示決定をすることを定めるものです。

第６条は第１項で開示請求にかかる手数料の額を無料とし、第２項では写しの交付に要する費用や送付に要する郵送料等の実費を保有個人情報の開示を受けるものの負担とし、第３項は費用の減免について規定するものです。

第７条は開示された個人情報の訂正請求手続きにおいて、その訂正請求書には法第91条第１項各号に掲げる事項のほか規則に定める事項を記載する旨を規定するものです。

第８条は開示された個人情報の利用停止請求手続きにおいて、その利用停止請求書には法第99条第１項各号に掲げる事項のほか規則に定める事項を記載する旨を規定するものです。

第９条は審査会への諮問事項として、個人情報の適正な取り扱いを確保す

るため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める時は安平町情報公開個人情報保護審査会に諮問することができることを定めるものです。

第10条は委任規定で、条例の施行に必要となる手続きについては規則で定めることを規定しています。

続きまして附則ですが、第１項は条例の施行日を令和５年４月１日とするもので、第２項は本条例の施行に伴い現行の安平町個人情報保護条例を廃止することを定めるものです。

また、第３項及び第４項は現行条例の廃止に伴う経過措置を設けるものですが、第３項は旧個人情報保護条例において個人情報を取り扱ったものに対する義務について、第４項は旧個人情報保護条例によりなされた事故情報の開示、訂正、利用停止請求の手続きについて、いずれもこの条例の施行後も従前の例とすることを規定するものです。

第５項は安平町まちづくり基本条例の一部改正となります。こちらは条例に規定しています個人情報保護の根拠を現行条例に位置づけておりますことから、現行条例の廃止に伴いその根拠を個人情報保護法に改めるものです。

第６項は安平町情報公開条例の一部改正ですが、こちらは本条例との整合を図るため実施機関に地方公営企業の管理者を加えるものです。

次に議案第10号安平町情報公開個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例についてご説明をしますので議案裏面をご覧ください。

まず第１条は審査会の設置目的を規定しています。

第２条については用語の定義を定めるもので、第１項第１号は諮問実施機関となる諮問庁の定義、第２号は公文書の定義、第３号は保有個人情報の定義をそれぞれ規定するものです。

第３条は審査会の所掌事務を定めるもので、第１項第１号から第３号までは審査請求にかかる諮問の根拠として第１号は情報公開条例第17条第１項の規定による諮問､第２号は個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問、第３号は議会個人情報保護条例第45条第１項の規定による諮問に応じてそれぞれ調査審議をするものとし、第４号は個人情報保護条例第９条の規定による諮問に応じ個人情報の適正な取り扱いの確保に関する事項について審議することを規定することを規定するものです。

第４条で審査会は委員５人以内をもって組織することとし、第５条で委員は町民及び学識経験を有する者のうちから町長が委嘱し任期は２年とすること等を定めるものです。

第６条は会長及び副会長の設置について。

第７条では会議の開催について定め、第８条は審査会の調査権限として第１項は必要に応じ諮問庁に対して公文書または保有個人情報の提示を求めることができること、第２項は審査会から公文書等の提示の求めがあった時はこれを拒んではならないこと、第３項では必要があると認める時は審査会の

指定する方法により資料を作成、提出するよう求めることができること、第４項は開示決定等に対する審査請求事案の審議を行うために必要があると認める時は審査請求人などから意見、説明を聞きまたは必要な調査をすることができることを規定するものです。

第９条は意見陳述について。

第10条は審査会に対する意見書等の提出。

第11条は提出資料の閲覧。

第12条は審査請求にかかる審査審議の非公開。

第13条は答申書の写しの送付及び公表。

第14条は秘密の保持。

第15条は委任規定で、この条例の施行に必要な事項は規則で定めるものです。

続きまして附則ですが、第１項は条例の施行日を令和５年４月１日とするもので、第２項は経過措置として現在の審査会員は改正後の条例による委員と見なすことを定めています。

以上ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君）　ご苦労様です。説明が終わりましたので質疑に入りますが質疑、討論、採決は議案ごとに行います。初めに議案第９号について質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に議案第９号の討論を行います。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　討論なしと認めます。これから議案第９号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって議案第９号は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第10号の質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に議案第10号の討論を行います。本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　討論なしと認めます。これから議案第10号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第５　議案第11号

○議長（多田政拓君）　日程第５、議案第11号**安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　総務課長。
○総務課長（木林直樹君）　議案第11号朗読

議案第11号

安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正うる条例の制定について

安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和３年安平町条例第１号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年３月９日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担限度額を引き上げるため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧願います。条文の朗読を省略しまして条例制定の趣旨及び改正条文の内容についてご説明します。

初めに条例制定の趣旨ですが、令和２年の公職選挙法の一部改正によりまして町村議会議員及び町村長選挙における選挙運動費用の一部を選挙公営制度の対象とすることができるようになり本町においても昨年４月17日に執行しました町長選挙並びに町議会議員選挙から選挙公営を公費で実施しているところです。このような中、令和４年６月に公職選挙法施行令が一部改正され国会議員にかかる選挙運動費用の公費負担限度額が引き上げられましたことから、安平町議会議員及び安平町長選挙における選挙運動の公費負担額についても同様の改定を行うため、条例の一部改正を行うものです。

続きまして条例改正条文の内容を説明しますので新旧対照表をご覧願います。初めに第４条は選挙運動用自動車の使用にかかる公費負担限度額の規定となりますが、一般運送契約以外の個別契約いわゆるレンタカー等による自動車借り入れの一日あたりの限度額を１万5800円から１万6100円に、また燃料代については一日あたり7560円を7700円にそれぞれ引き上げるものです。尚、運転手雇用の改正はありません。

次に第８条は選挙運動用ビラの作成にかかる公費負担限度額の規定で１枚あたりの作成単価を７円51銭から７円73銭に引き上げるものです。

次に第11条は選挙運動用ポスターの作成にかかる公費負担限度額の規定で印刷費として一枚あたり作成単価を525円６銭から541円31銭に、また企画費については31万500円から31万6250円にそれぞれ引き上げるものです。尚、実際には一枚あたりの作成単価と選挙区のポスター掲示場数を乗じて得た金額に企画費を加えポスター掲示場の数で除して得た金額が上限単価となりますので、現在のポスター掲示場74か所で算定しますと上限単価は一枚当たり4722円から4815円に引き上げられることになります。

それで先ほど公職選挙法施行令の一部改正、令和４年６月と申し上げましたが令和４年４月の誤りですので訂正してお詫びします。大変申し訳ありません。最後に条例の施行期日については公布の日からとなります。

以上ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君）　ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　討論なしと認めます。これから議案第11号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第６　議案第12号

○議長（多田政拓君）　日程第６議案第12号、**安平町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　総務課長。
○総務課長（木林直樹君）　議案第12号朗読

議案第12号

安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年安平町条例第38号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年３月９日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて、安平町が目指す姿の共有と効果的な推進を図ることを目的にゼロカーボンシティ推進協議会を設置し委員を配置するため、この条例の制定について提案するものである。

裏面をご覧願います。条文の朗読を省略して条例制定の趣旨及び改正条文の内容についてご説明します。

初めに条例制定の趣旨ですが、新たに設置します安平町ゼロカーボンシティ推進協議会については町民が健康で安らぎや潤いが実感できる快適な生活を将来の世代へ継承していくことを基本理念に掲げゼロカーボンシティの実現に向けて設置するもので、当該協議会委員が特別職非常勤職員に該当しますことから条例の一部改正を行うものです。

続きまして改正条文の内容については新旧対照表をご覧願います。別表第２条関係中、職名等の欄にゼロカーボンシティ推進協議会を加えるものです。附則としてこの条例は公布の日から施行するものです。

以上ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　討論なしと認めます。これから議案第12号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第７　議案第13号

○議長（多田政拓君）　日程第７議案第13号、**安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　総務課長。
○総務課長（木林直樹君）　議案第13号朗読

議案第13号

安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年安平町条例第26号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年３月９日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
地域プロジェクトマネージャーの設置に伴い会計年度任用職員の給与等について所要の改正を行うため、この条例の制定について提案するものである。

裏面をご覧願います。条文の朗読を省略しまして条例制定の趣旨及び改正条文の内容についてご説明します。
初めに条例制定の趣旨ですが、第２次安平町総合計画に掲げるまちづくりの将来像の実現に向けた重要プロジェクトの積極的展開を図ることを目的に専門的知識や経験を持ち地域内外の多様な関係者間を適切に調整しながら重要プロジェクトを推進する地域プロジェクトマネージャーの設置に伴い、会計年度任用職員の給料等の改正を行うものです。地域プロジェクトマネージャー制度については３年間を限度にまちづくりの課題に取り組む人材を任用するというものですが、導入初年度になります令和５年度に配置を予定して

います地域プロジェクトマネージャーについては地域と学校との更なる連携協力体制の強化や教員の働き方改革等を推進し先進的な教育環境の創造を目指すため地域学校協働本部を設置するとともに、これを実効的に推進する人材を任用することとしています。尚、３年経過後には新たな分野において地域の課題解決を担う人材の雇用も想定されますことから、将来を見据え地域プロジェクトマネージャーとして任用される会計年度任用職員の給与等について整備を行うものです。

続きまして改正条文の内容についてご説明しますので新旧対照表をご覧ください。地域プロジェクトマネージャーの給料等に関する規定を新たに設けるため、第３条の２第１項で地域プロジェクトマネージャーとして任用されるフルタイム会計年度任用職員の給料月額について、52万7600円を限度とする旨定めるものです。第２項及び第３項は地域プロジェクトマネージャーとして任用されるパートタイム会計年度任用職員の報酬にかかる読み替え規定で、報酬の基礎となる基準月額は第１項に定める給料月額とし勤務時間に応じて得た額を報酬額とする旨を定めるものです。これにより算出される報酬月額は42万2080円となります。第４項は給料または報酬以外の各種手当等の支給について地域プロジェクトマネージャー以外の会計年度任用職員の規定に準じることを規定するものです。次に第13条第１項及び第17条第４項については今回の条例改正に合わせ規定の整理を行うものです。附則としてこの条例は令和５年４月１日から施行するものです。

以上ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君）　只今説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　一応総務省が言っているのは３年間報償費等で特別措置をしてくれますが、これが無くなった以降は３年終わっても継続していきたいという中身のことが募集要項に出ていますから、これはずっといきていくという３年間限りではなくてずっといき続けるものだということで理解してよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。

○教育次長（永桶憲義君）　今回私どもの教育分野においてプロジェクトマネー

ジャーを採用させていただくことになりましたが、町の重要施策というか課題として使う場合に同じ内容で多分継続はできないと思うので、その町の重要課題が例えば他の分野でウチの町で建設だったりとか、まちづくりだったりとかの場合にはそちらの方で活用できればなというイメージを持っています。私たちの分野においては今回３年間で一応完結するというのが当初からの目標です。

○議長（多田政拓君）　よろしいですか。

○議長（多田政拓君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　討論なしと認めます。これから議案第13号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第８　議案第14号

○議長（多田政拓君）　日程第８、議案第14号**安平町職員等の旅費に関する条例及び安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　総務課長。

○総務課長（木林直樹君）　議案第14号朗読

議案第14号

安平町職員等の旅費に関する条例及び安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町職員等の旅費に関する条例（平成18年安平町条例第48号）及び安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年安平町条例第37号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年３月９日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図り車賃の額を見直し改定するため、この条例の制定について提案するものである。

裏面をご覧願います。条文の朗読を省略しまして条例制定の趣旨及び改正条文の内容についてご説明をします。

初めに条例制定の趣旨ですが、安平町職員等の旅費に関する条例及び安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に規定します車賃について、社会情勢の変化並びに国及び他自治体における支給実態を踏まえ見直し改定を行うものです。

続きまして改正条文の内容ですが、第１条の安平町職員等の旅費に関する条例の一部改正については第９条第１項及び別表第１に規定しています車賃について１kmにつき25円を37円に改め、第17条については今回の条例改正に合わせて規定の整理を行うものです。

続く第２条の安平町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については別表第２に規定しています車賃について、先ほどご説明しました第１条の安平町職員等の旅費に関する条例の一部改正と同様１kmにつき25円を37円に改めるものです。附則としてこの条例は令和５年４月１日から施行するものです。

以上ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　討論なしと認めます。これから議案第14号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第９　議案第15号

○議長（多田政拓君）　日程第９、議案第15号**安平町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君）　提案説明の前に大変申し訳ありませんが議案の訂正をお願いします。提案理由の２行目ですが小動物炉の使用料等を改定するためとなっている部分の小動物炉の後に等を入れ、使用料等の等を削除して小動物炉等の使用料を改定するためと訂正願います。訂正してお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。それでは提案説明を致します。

議案第15号

安平町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

安平町火葬場条例（平成18年安平町条例第98号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年３月９日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

燃料費高騰などの情勢に鑑み利用者負担の適正化に資するよう追分斎場における小動物炉の使用料等を改定するため、この条例の制定について提案するものである。

裏面をご覧願います。条文の朗読を省略しまして条例の制定の趣旨及び改正条文の内容についてご説明します。まず本案件については２月22日開催の第５回安平町行政改革推進委員会においてご説明し、ご了承をいただいたところです。

それでは条例制定の趣旨ですが、２月27日開催の議会全員協議会においてご説明しましたとおり追分斎場小動物炉の老朽化に伴う改修工事等の改修工事の実施や燃料費高騰などの情勢に鑑みて利用者負担の適正化に資するよう使用料を改定するものです。

続きまして改正の内容についてご説明します。新旧対照表をご覧願います。別表第６条関係中、追分斎場の小動物の区分の使用料6000円を１万円に改め、備考１としまして町民以外が使用する場合の当該使用料の額を表に定める額の２倍から３倍に改めるものです。

備考２として犬の飼い主が狂犬病予防法に基づく犬の登録を安平町において受けていない場合、当該使用料の額を３倍とする規定を追加するもので、狂犬病予防法に基づく登録を促進するものです。

附則第１項はこの条例の施行日を令和５年４月１日とするものです。

附則第２項は経過措置として、この条例の施行日前に許可を受けたものの使用料は従前の例によることとするものです。

説明は以上です。ご審議の上ご決定くださいますようお願いします。

○議長（多田政拓君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君）　三浦議員。

○７番（三浦恵美子君）　すみません、全員協議会で確認を忘れてしまったので確認だけさせていただきたいと思うのですが申し訳ありません。町外者に対する料金ですが３倍に改めると近隣の安い町の火葬場に利用者が町外者の人が流れていかないか危惧されるところで、そこら辺精査されたりして条例制

定に至ったのかどうか確認だけさせてください。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　税務住民課参事。
○税務住民課参事（熊谷泰裕君）　町外料金の３倍料金ですが、新しくなると３万円ということになるわけですが近隣の民間ですとかの状況を確認した上で同程度の金額であるということでその金額で定めています。
○議長（多田政拓君）　よろしいですか。

○議長（多田政拓君）　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　討論なしと認めます。これから議案第15号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第10　議案第16号

○議長（多田政拓君）　日程第10、議案第16号**安平町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君）　健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君）　議案第16号朗読

議案第16号

安平町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

安平町国民健康保険条例（平成18年安平町条例第106号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年３月９日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

健康保険法施行令の一部改正に伴い出産育児一時金を改正するため、この条例の制定について提案するものである。

改正条文の朗読を省略し初めに一部改正の趣旨をご説明します。今回提案します条例の改正については出産費用が年々上昇する中で平均的な費用を賄えるようにするため、国の社会保障審議会医療保険部会において決定された出産育児一時金の引き上げに関する健康保険法施行令の一部改正に伴い安平町国民健康保険条例について所要の改正を行うものとなります。

それでは新旧対照表によりご説明します。第３条については出産育児一時金の引き上げに関する健康保険法施行令の一部改正に伴い、本改正により出産育児一時金の支給額40万8000円を48万8000円に改正するものです。

尚、本件可決後は、本条例施行規則の支給額に関する規定について48万8000円に１万2000円を加算して支給するものと改正し50万を支給するための改正を行うこととします。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いします

○議長（多田政拓君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　討論なしと認めます。これから議案第16号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第11　議案第25号

○議長（多田政拓君）　日程第11、議案第25号**安平町学校給食センターの条例の一部を改正する条例の制定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君）　教育次長。
○教育次長（永桶憲義君）　議案第25号朗読

議案第25号

安平町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

安平町学校給食センター条例（平成18年安平町条例第156号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年３月９日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
安平町立の義務教育学校に伴い関係する条例の改正のため、この条例の制定について提案するものである。

裏面をご覧ください。条例本文の説明を省略し初めに一部改正の趣旨を説明します。令和５年度４月開校します早来学園はこれまでの小学校や中学校

の校種ではない義務教育学校となりますので、これまでの安平町学校給食センター条例の条文では運営委員会委員として早来学園より委嘱任命する学校長及びＰＴＡ代表として該当させることができなくなるため追加するものです。

これより新旧対照表で説明します。下線部分が改正点ですが第６条の３項１号に義務教育学校の学校長を追加し、第６条３項３号に義務教育学校のＰＴＡ会代表を追加するものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　討論なしと認めます。これから議案第25号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第12　議案第17号

○議長（多田政拓君）　日程第12、議案第17号**安平町情報通信サービス使用料及び手数料条例を廃止する条例の制定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君）　総務課参事
○総務課参事（小板橋憲仁君）　議案第17号朗読

議案第17号

安平町情報通信サービス使用料及び手数料条例を廃止する条例の制定について

安平町情報通信サービス使用料及び手数料条例（平成19年安平町条例第32号）を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和５年３月９日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
総務省「高度無線環境整備推進事業」の活用により東日本通信電話株式会社の光回線未提供エリアにおける「民設民営サービス」が提供されたことから、町で提供する「公設公営サービス」を廃止するためこの条例の制定について提案するものである。

裏面をご覧願います。安平町情報通信サービス使用料及び手数料条例を廃止する条例。安平町情報通信サービス使用料及び手数料条例は廃止する。附則、この条例は公布の日から施行する。
条例制定の趣旨についてご説明します。安平町情報通信サービスいわゆるあびらネットですが、提案理由で申し上げましたとおり総務省高度無線環境整備推進事業の活用によりまして町内全域の光回線整備が完了し令和４年３月からサービス提供開始となっています。したがいまして、これまで安平町で行っていました情報通信サービスを廃止することから、本サービス提供にかかる使用料及び手数料の徴収が不要となりますので本条例を廃止するものです。
以上ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君）　ただ今説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　討論なしと認めます。これから議案第17号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第13　議案第18号

○議長（多田政拓君）　日程第13、議案第18号**安平町認知症高齢者グループホームの指定管理者の指定について**を議題とします。

ここで私は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となるため退席致しますので副議長と交代します。暫時休憩します。

（暫時休憩）
（議長副議長交代）

○副議長（梅森敬仁君）　それでは休憩を解いて会議を再開します。議案第18号の提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○副議長（梅森敬仁君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　提案説明の前に提案理由の箇所に誤りがありました。安平町認知症グループホームとなっていますが、正しくは安平町認知症高齢者グループホームとなります。お詫びをもって訂正願います。大変申し訳ありませんでした。

議案第18号

安平町認知症高齢者グループホームの指定管理者の指定について

次の団体を安平町認知症高齢者グループホームの指定管理者に指定したいので、議会の議決を求める。

令和５年３月９日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

安平町認知症高齢者グループホームの指定管理者を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第７条第１項の規定により提案するものである。

記

１　施設の名称　　安平町早来栄町133番地65
　　安平町認知症高齢者グループホーム「さかえ」

２　指定管理者　　安平町早来富岡129番地
　　社会福祉法人　富門華会
　　理事長　多田　政拓

３　指定の期間　　令和５年４月１日から令和10年３月31日まで

それでは趣旨説明させていただきます。当該施設の指定管理については平成20年４月より社会福祉法人富門華会にお願いし現在に至っています。指定管理者に富門華会を選定した理由については施設の性格や規模を有効活用した上で地域に合った事業を継続しているということから利用者への安定的なサービスを提供している実績を評価し、事業継続の優位性など総合的に判断した上で選定させていただきました。尚、資料として安平町認知症高齢者グループホームの管理に関する協定書案を添付していますのでそちらをご覧ください。

全文の朗読を省略し要点のみの説明とさせていただきますが、指定期間については第４条に記載のとおり令和５年４月１日から令和10年３月31日までの５年間としています。施設の改修及び維持管理等については第11条以降に記載していますが、大規模な改修等を除き基本的には町には管理に関する支払いを行わない旨を第16条に規定しています。第18条では利用料は条例の範

囲内としていますが、改定のある場合は町への事前の協議承諾などの項目を規定し、第19条以下で事業計画書及び実施実績報告書などの管理に関する規定の提出を求めています。第26条では特別な事由により事業の継続に問題を来たす場合の取り消し条項に規定し、取り消し停止命令による損害賠償については第27条に規定しています。最後に第35条で本協定に特別な定めのない場合について疑義が生じた場合は双方協議の上定めるものと規定しています。

以上協定書案について主な内容説明としますので、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いします。

（理事者側協議）

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○副議長（梅森敬仁君）　健康福祉課長どうぞ。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　大変申し訳ありません。第17条に文字が文字化けしていますので、利用料金の収入の取り扱いということで訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○副議長（梅森敬仁君）　よろしいですか。

○副議長（梅森敬仁君）　説明が終わりましたのでこれから質疑をお受けします。質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○副議長（梅森敬仁君）　３番、小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　それでは11条の関係で、２の関係で小規模なものについては乙が自己の費用負担と責任において実施するとあるけど、ここの解釈なのですよ。極めてファージーなのか解釈の仕方によっては小規模の意味ではちょっとしたことで莫大な金がかかる分野だってあるだろうし、物によっては。ここ、いつもお互いが引っ掛かるところなので。具体的にどういうことを想定してルーム内が小規模なのかね。わかる範囲でお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○副議長（梅森敬仁君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　小規模な改修の具体的な例としてはカーテンのレールでありますとか、ちょっとした段差のところですとか、そういったところは過去にやっていただいた経緯があります。以上です。

○副議長（梅森敬仁君）　よろしいですか。

〔小笠原議員挙手〕

○副議長（梅森敬仁君）　小笠原議員。

○３番（小笠原直治君）　段差ったってちょっとイメージが湧かないのだけど。段差で酷かったらかなりお金かかるだろうし、ある面では金額的なもくとってないの、大体30万円以内ならあれだとかさ。その方がわかりやすいような気がして。どうしても理事者側になると出してくれって絶対になるからね。だからそこら辺もうちょっと、まぁこれは理事者とグループホームの１社が煮詰めればいいことですから細かい面については煮詰めればいいことですから。私たちがああだこうだ無いですけれども。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○副議長（梅森敬仁君）　健康福祉課長どうぞ。

○健康福祉課長（阿部充幸君）　こちらについては今後内規等で定めていきたいと考えています。以上です。

○副議長（梅森敬仁君）　他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅森敬仁君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅森敬仁君）　討論なしと認めます。これから議案第18号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（梅森敬仁君）　異議なしと認めます。したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

○副議長（梅森敬仁君）　ここで多田議長の除斥を解き議長と交代します。暫時休憩します。

（暫時休憩）

（議長と副議長交代）

○議長（多田政拓君）　休憩を解きまして会議を開きます。

◎　延会宣告

○議長（多田政拓君）　お諮り致します。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君）　異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会します。

尚、３月11日土曜日と12日日曜日は休会となります。３月13日月曜日は午前10時に再開しますのでご参集願います。本日はご苦労様でした。

延会　午後　４時16分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第２項の規定に基づき、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿